

平成14年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成14年9月17日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年9月17日 午前10時00分
	延 会	平成14年9月17日 午後 5時10分

1 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 19名 欠席議員 0名					

1 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若 狹 靖	監査委員	今 村 實
助 役	大 沼 隆	教 育 長	富 澤 泰
収 入 役	君 澤 英 二	教委管理課長	田 辺 正 保
総務課長	斉 藤 健 一	教 委 生 涯 学 習 課 長	柿 崎 修 一
企画財政課長	黒 田 庄 司	監査事務局長	阿 野 幸 男
税 務 課 長	大 野 榮 司	農委事務局長	松 浦 正 之
町民課長	古 川 福 一	教 委 体 育 振 興 課 長	澤 向 邦 夫
保健福祉課長		教委指導室長	大 場 和 典
環境政策課長	西 野 清	水 道 課 長	山 崎 国 雄
農 政 課 長	福 田 美 樹 夫	病 院 事 務 長	大 野 繁 嗣
水 産 課 長	小 倉 利 一	特別養護老人 ホ ー ム 施 設 長	藤 田 稔
商工観光課長	久 保 一 將	デイサービス セ ン タ ー 施 設 長	玉 田 勝 幸
管 理 課 長	松 澤 武 夫	保健福祉課長 補 佐	大 崎 広 也
建 設 課 長	北 村 誠	町民課長補佐	米 内 山 法 敏

1 会議録署名議員

15 番	菊 池 賛		
16 番	音 喜 多 政 東		

1 会 期

9月17日から9月19日までの3日間（休会なし）

1 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

- 1 議事の顛末
別紙のとおり

厚 岸 町 議 会 第 3 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 4 . 9 . 1 7)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告書
第 3		会期の決定
第 4		諸般報告
第 5		行政報告
第 6		例月出納検査報告
第 7	陳情第 3号	国道44号線門静地区の歩道の延長についての陳情書 (産業建設常任委員会審査報告)
第 8	陳情第 4号	厚岸救難所の運営に関する陳情書
第 9	認定第 1号	平成13年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
第10	認定第 2号	平成13年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第11	議案第57号	助役の選任に対する同意を求めることについて
第12	議案第58号	収入役の選任に対する同意を求めることについて
第13		一般質問

議 長	<p>ただいまより平成14年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻 10時00分</p>
議 長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番菊池議員、16番音喜多議員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。</p> <p>3番、田宮委員長。</p>
3 番	<p>議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>去る9月13日、第3回定例会の議事運営について協議をいたしました。その内容についてご報告を申し上げます。</p> <p>会期の決定がなされた後、先日逝去された秋山議員への追悼演説が小澤議員によって行われます。</p> <p>続いて、各報告であります。議長からの諸般報告、教育長からの行政報告、さらには例月出納検査報告が出されております。</p> <p>次に、各委員会から予定される案件であります。</p> <p>陳情第3号 国道44号線門静地区の歩道の延長についての陳情書について、産業建設常任委員会から報告が行われます。</p> <p>次に、総務、産業建設、厚生文教各常任委員会から、所管事務調査報告書が出されております。</p> <p>次に、総務、産業建設、厚生文教各常任委員会、議会運営委員会から閉会中の継続調査の申出書が出されております。</p> <p>3番目は、町長提案の議案であります。</p> <p>最初に、認定第1号並びに第2号、企業会計の決算認定2件であります。</p> <p>この審査方法は企業会計決算審査特別委員会を設置し、そこへ付託することとな</p>

ります。

次に、報告第6号、専決処分が1件であります。

次に、議案第57号から60号、人事案件4件であります。

議案第61号から63号、並びに66号、いずれも一般議案4件であります。

議案第64号から65号、第67号から73号、条例制定9件。

以上、18件については、本会議で審査となります。

次に、議案第74号から第81号、8件の補正予算であります。各会計補正予算審査特別委員会を設置の上、付託することとなります。

次に、一般質問7人の議員から通告がなされております。

会期の決定であります。9月17日から19日まで、3日間といたしたいと思っております。

次に、陳情書についてであります。厚岸漁業協同組合から厚岸救難所の運営に関する陳情書が出されております。本会議に提案の上、総務常任委員会へ付託の予定となっております。

次に、要望意見書についてであります。これは道路整備に関する要望意見書。審査の方法は、本会議において審査ということになります。

以上で報告を終わります。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告にありましたとおり、本日から19日までの3日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承を願います。

議 長

ここで、皆様に申し上げます。

皆様には既にご承知のように、私どもと議席をともにし、議会活動を通じ町政発展に期されました秋山之男議員が、去る8月25日にご逝去されました。まことに痛惜に耐えません。

この際申し上げます。厚岸町議会会議運用内規95にありますように、本会議におきまして、故秋山之男議員に捧げる追悼演説と黙祷を行いたいと思います。

追悼演説は、秋山議員が所属しておりました産業建設常任委員会の副委員長であります8番小澤議員にご登壇の上、行っていただきたいと思います。

8番、小澤議員。

8 番

追悼の言葉。

ここに、私は皆様のお許しを得て、厚岸町議会議員、故秋山之男殿の御霊に対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

平成14年厚岸町議会第3回定例会の開催に当たり、いま一人、17番議席には、ありし日の容姿と訾咳に接することができず、私ども議員一同惜別の情を禁じ得ません。

思い起こせば、秋山さんは、平成12年10月突然病魔に襲われ、意識を失い、救急車で町立病院に運ばれ、診断の結果緊急手術が必要ということで、釧路に転院して手術をし、闘病に努めましたが、多くの方々の願いもむなしく、一度も意識を回復することなく、8月25日早朝ついに不帰の客となり得ましたことは、かえすがえすも残念であり、痛惜に耐えません。

秋山さんは、昭和13年8月26日、我が郷土に生を受け、道立厚岸高等学校を卒業した後、北洋相互銀行、厚岸信用金庫を経て、協同組合日専連厚岸会に奉職され、理事として、銀行で培った知識を遺憾なく発揮し、活躍されておりました。秋山さんは、知性闊達にして明倫、人望すこぶる高く、平成9年6月に執行された厚岸町議会議員補欠選挙において多くの方々の好望を担われ、見事初当選されました。爾来2期、5年有余にわたり、そのすぐれた識見と円熟した人格を持って、町政の発展と地方自治の振興に邁進され、数々の功績を残されました。

この間、議会においては、厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会に所属されたほか、数々の特別委員会の委員としても活躍され、特に経済問題に精通されていることから、町の財政運営についてのあなたの高い識見と冷静な判断に基づく発言

には、我々は常に多くのことを学ばせていただきました。また、ほかにあつては、都市計画審議会委員、青少年問題協議会委員など、その活躍の足跡は枚挙にいとまありません。

このような幾多のご功績は必ずや長く後世に語りつがれるものと信じております。

地方分権が叫ばれ、真の地方自治の確立はこれからというとき、あなたのご活躍がますます期待される今、あなたを失うことは議会としてもまことに大きな損失であり、残念でなりません。

人生80年代、63歳の生涯は余りにも早く、愛するご家族を残して不帰の人となられたご心中を思うとき、察するに余りあるものがあります。残された私たちは、秋山さんのご意志を体し、厚岸町発展のため、全力を傾注することを誓い申し上げますとともに、ご遺族皆様の前途にご加護を賜りますようお願いいたします。ここに謹んでご哀悼の意を表し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

これをもって追悼の言葉といたします。

平成14年9月17日

厚岸町議会議員 小澤 準

議 長 次に、故秋山議員のご冥福を祈り謹んで黙祷を捧げたいと思います。
ご起立をお願いします。
黙祷。

(総員起立、黙祷)

議 長 黙祷を終わります。ご着席願います。
傍聴席の皆さんご協力まことにありがとうございます。
以上で、故秋山之男議員に捧げる追悼演説と黙祷を終わります。

議 長 日程第4、この際諸般の報告を行います。
まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。
次に、平成14年6月19日開会の第2回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承を願います。
なお、本年7月16日と17日に札幌と東京で行われた釧路地方総合開発促進期成会中央要望には、稲井副議長が出席しました。

この際、議員の皆様申し上げます。

関係資料を別途議員控室に備えることとしておりますので、了承いただきますとともに、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上、諸般の報告といたします。

議長 日程第5、教育長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思っております。

教育長。

教育長 おはようございます。

私の方から、学校保健会の事件にかかわる職員の処分等につきましてご報告させていただきます。

本年6月に開催されました町議会第2回定例会におきまして、厚岸町学校保健会にかかわる調査結果を行政報告させていただいたところでありますが、その後、本件にかかわりのあった職員に対する処分を行っておりますので、その内容を報告させていただきます。

この処分決定につきましては、調査の結果をもとに、役場内部の事前審査機関であります厚岸町懲戒等審査委員会の意見具申を得まして、去る8月28日開催の教育委員会会議での審議において、平成10年度から平成12年度までにおいて、学校保健会への補助金にかかわる実務に直接携わった当時の担当係長に1カ月間給料月額額の10%を減ずる減給処分。また、その間に上司であった前担当課長には訓告、現担当課長には厳重注意が相当と決定され、9月1日付でそれぞれ現任命権者である町長及び教育委員会から処分が行われております。

なお、余剰金として保管されておりました総額14万5,930円につきましては、既に一般会計への返納を終えており、今回の議会に提案の補正予算で歳入科目の雑入に計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

今回の事件につきましての内容は、さきの議会において報告させていただいておりますが、町民に対する信頼を著しく損なう極めて不適正な取り扱いがされていたものであり、この不祥事に対し、皆様に重ねて深くおわびを申し上げますとともに、以後における各種団体への補助金支出に対しましては、再びかかる事態を招くことのないよう、その適切な執行に十分意を配してまいりますことを申し添え、報告と

- 議 長 させていただきます。
- 議 長 これより行政報告に対する質疑を行います。
- 議 長 なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を正す程度にとどめていただきます。
- 議 長 ございませんか。
- 議 長 (な し)
- 議 長 なければ、以上で行政報告を終わります。
- 議 長 日程第6、例月出納検査報告を議題といたします。
- 議 長 今般、監査委員より別紙のとおり、例月出納検査報告がなされております。ご参考にご供していただきたいと思っております。
- 議 長 日程第7、陳情第3号 国道44号線門静地区の歩道の延長についての陳情書を議題といたします。
- 議 長 本件につきましては、本年の第2回定例会において、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めてきたところ、今般審査結果の報告が委員長からなされております。
- 議 長 委員長からの報告を求めます。
- 議 長 9番、木村委員長。
- 9 番 本委員会に付託されておりました、審査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。
- 議 長 付託された事件、陳情第3号 国道44号線門静地区の歩道の延長についての陳情書であります。
- 議 長 審査結果を申し上げます。
- 議 長 平成14年6月21日、第2回定例会において付託された本件については、平成14年7月18日に本委員会を開催し、現地の状況をつぶさに調査し、各委員の質疑を行い、慎重に審査いたしました。結果は、採択すべきものと決しました。
- 議 長 なお、意見としましては、本道路は町道でなく国道であり、町は従来から歩道設置の要請を関係機関に行っているところではありますが、今後も強力に要請を行っていただけるよう要望いたして審査報告といたします。

議 長 | お諮りいたします。
委員長の報告は採択であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | 異議なしと認めます。
よって、本陳情は採択されました。

議 長 | 日程第8、陳情第4号 厚岸救難所の運営に関する陳情書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

議事係長 | 職員の朗読(朗読内容省略)

議 長 | これより質疑を行います。
ありませんか。

なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本陳情については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。
よって、本陳情については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議 長 | 日程第9、認定第1号 平成13年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、日程第10、認定第2号 平成13年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2件を一括議題といたします。

ここで、病院会計決算において字句の訂正がありますので、この訂正を許します。

病院事務長。

病 院 長 | 大変貴重な時間申しわけございません。

病院事業会計の決算書の9ページをお開き願いたいと思います。9ページの一番上の項目でございますけれども、(2)の議会議決事項の欄でございます、議案番号、認定第2号の平成12年度厚岸町病院事業会計決算の提出年月日がちょっと誤

っておりますので、訂正を願いたいと思います。

「13. 9. 12」のところを「13. 9. 18」に訂正願います。

それと、議決年月日でございますけれども、「13. 9. 18」になっているところを、「13. 9. 20」に訂正を願いたいと思います。

それと、下の欄でございますけれども、(2)の行政官庁認可事項の部分でございますけれども、これを(3)に訂正を願いたいと思います。

それと、次の(3)の職員に関する事項でございますけれども、これが(3)を(4)に訂正を願いたいと思います。

議 長 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

水道課長 ただいま上程いただきました認定第1号 平成13年度厚岸町水道事業会計決算書の内容につきましてご説明申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

平成13年度厚岸町水道事業決算報告書でございます。

まず収益的収入及び支出から説明申し上げます。

収入でございますが、1款水道事業収益では、予算額2億6,996万円に対しまして、決算額では2億6,956万1,772円となり、39万8,228円の減で、0.15%の減となっております。これは1項で予算額2億3,526万円に対し、決算では、2億3,487万6,430円となり、予算額に対し38万3,570円の減で、0.16%の減となったものであります。

2項では、3,470万円に対しまして、決算では3,468万5,342円で、1万4,658円の減で、0.04%の減となったものであります。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用では、予算額2億6,006万2,000円に対しまして、決算では2億5,924万865円の執行で、82万1,135円、0.32%の不用額となっております。

これは、1項では、予算額2億1,023万円に対しまして、決算では、2億970万4,802円の執行で、52万5,198円、0.25%の不用額でございます。

2項では、予算額4,854万5,000円に対しまして、決算では4,853万1,663円の執行で、1万3,337円、0.07%の不用額でございます。

3項では、予算額108万7,000円に対し、決算では100万4,400円の執行で、8

万 2,600円、 7.6%の不用額でございます。

4項につきましては、20万円の不用額となるものであります。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、1款資本的収入、予算額1億 3,248万 5,000円に対しまして、決算額は1億 3,248万 3,200円となり、1,800円の減でございます。

これは、1項企業債では、予算額1億 1,540万円に対しまして、同額の決算。

3項出資金でございますが、予算額 590万円で、同額の決算。

4項他会計補助金についても、予算額30万円で同額の決算。

5項工事負担金では、予算額 404万6,000円に対しまして、決算では 404万4,000円で、2,000円の減額でございます。

6項補償金では、予算額 683万 9,000円に対し、決算では、683万 9,200円で、200円の増となったものでございます。

次に支出でございます。

1款資本的支出では、予算額2億 1,790万 1,000円に対しまして、決算では、2億 1,785万 1,988円で、4万 9,012円の不用額でございます。

これは、1項建設改良費で、予算額1億 7,076万 2,000円に対し、決算では、1億 7,071万 2,999円の執行で、4万 9,001円の不用額となったものでございます。

2項企業債償還金では、予算額 4,713万 9,000円に対しまして、決算では 4,713万 8,989円となり、11円の不用額となったものでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,536万 8,788円は過年度分損益勘定留保資金 1,015万 6,998円、当年度分損益勘定留保資金 6,708万 2,628円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 812万 9,164円で補てんしたものでございます。

次に、収益的収入及び支出にかかわる利益剰余金の処分でございます。

6ページをお開きください。

平成13年度厚岸町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

当年度分の未処分利益剰余金といたしましては、前年度の繰越利益剰余金が 106万 7,250円と当年度分の純利益 149万 5,401円、合わせまして 256万 2,651円を利益剰余金処分数額といたしまして、減債の積立金に60万円、建設改良積立金に90万円、

合わせて 150万円積み立てをいたしまして、差し引き残る 106万 2,651円を翌年度の繰り越し利益剰余金として繰り越しをするものであります。

次に、9ページから13ページの事業報告の内容となっております。

主な内容について説明申し上げます。

13ページをお開きください。

13ページは、工事といたしまして、建設改良の概況を記載しております。それぞれ記載のとおりの内容となっております。まとめますと、1つは、耐震対策としての石綿セメント管の布設替工事で、3・4・5厚岸大橋通り、厚岸停車場線及び白浜海岸通りの2件で、金額にして3,531万1,500円となります。

次に、老朽管及びライフライン確保に伴う布設替工事として、港町湖岸通り、町内河川横断部、奔渡公住1の通り、真栄町漁港道路、宮園町東1の通り、真栄大通り、一般国道白浜町、白浜山の手通り、次のページの仕切り弁整備工事まで、10件で金額にして5,828万6,550円。

次に、国道及び道道の拡幅等に伴う施設替えとして、一般国道門静地区、次のページの道道床潭筑紫恋線の2件でございまして、これが1,344万円となっております。

14ページをお開きください。

次に、昭和49年に建設以来、28年を経過しておる浄水場の老朽化設備の改修として、浄水場送水ポンプ、動力設備、計測機器、水質計測機器、濾過池電動弁、自家発電装置整備工事の6件で、3,986万8,500円でございます。

以上、20件で合わせまして、1億4,690万6,550円となりますが、事務費68万8,389円と合わせまして、1億4,759万4,939円で執行したものでございます。

次に、メーター設備費の新設給水装置工事、メーター器の設置状況でございますが、新設メーター器13ミリから50ミリ、67個を341万7,960円で執行したものであります。

次に、計量法の適用を受けます満期終了によるメーター器取りかえでございます。13ミリから75ミリまで、547個を1,939万350円で執行してございます。

15ページに移りまして、3の固定資産購入費でございます。

これは、浄水場防災無線システムに伴う無線機器関係の購入で、30万9,750円となっております。

次に、3の業務量でございます。

給水人口では、1万751人で、前年度に比較いたしまして98.9%となっております。

給水戸数でございますが、5,219戸で、前年度比101.9%となっております。

配水量では、143万717立方メートルで、前年度比99.1%となっております。

有収水量でございますが、105万1,577立方メートルで、前年度比99.3%。

有収率につきましては、73.5%で、前年度比100.3%。

1日平均配水量につきましては、3,920立方メートル、前年度比99.1%。

1日最大配水量については、5,330立方メートルで、前年度比105.7%となっております。

次に、(2)事業収入に関する事項及び次のページの事業費に関する事項でございますが、お手元に配付しております認定第1号説明資料により説明申し上げます。

資料をごらんいただきたいと思います。

認定第1号説明資料、平成13年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書でございます。

まず、収入でございますが、1款1項1目では、2億2,299万5,838円の執行で、前年度に対し0.6%の減となっております。前年度対比につきましては、増減比率で記載しておりますが、この内容については、消費税抜きでございます。

説明欄で申し上げますと、一般家庭用で11万1,020円、0.1%の減、営業用については、73万19円、3.7%の減、団体用では、130万8,628円、4.1%の増、工業用では217万1,895円、5%の減で、水産加工場等の使用水量の減によるものでございます。浴場用は、2万1,476円、6.1%の減、臨時用では、49万5,486円、56.3%の増、尾幌用では、16万9,695円、1.6%の減となります。平成13年度の給水収益の減は、全体で使用水量が7,116立方メートル減となったものであります。

2目では、69万6,000円となりまして、前年度比34.1%の減であります。これは、前年度132件あった給水工事が13年度は87件となり、45件減に伴う設計審査及び工事検査手数料が減となったものでございます。

次に、2項1目でございますが3,437万5,000円、前年度比54%の増でございます。これは、消火栓の維持管理費で51万円、129%の増、尾幌分水ほか補助の一般会計からの補助といたしまして1,151万円、53%の増となっております。

2目では、9万4,971円でごさいまして、57.6%の減で、預金利息の減でごさいます。

3目では、21万1,980円で、21.5%の減でごさいます。これは、不用品の売却で、検満メーター547個の売却で、3万7,260円、35%の減、配水管破損補償費が15万7,171円の減で、96%の減でごさいます。その他として、13万6,480円増は改造でごさいまして、新設給水工事にかかるメーター設置時に施工業者が誤って設置したことによる料金損失分の補償金でごさいます。

次に、支出でごさいます。

1款1項1目では、3,571万8,843円となりまして、前年度比8.7%の減でごさいます。主なものは、委託料の470万2,928円、50%の減でごさいますが、これは、平成12年度に厚岸の水道施設計画基本調査業務の委託を行い、将来構想の立案などを終了したものでごさいます。修繕費では、45万5,125円、13%の減でごさいます。薬品費では124万994円、9%の増で、ポリ塩化アルミニウム、次亜鉛素酸ナトリウム等の使用量の増によるものでごさいます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでごさいます。

2目では、1,282万1,594円で、前年度比53.9%の増でごさいます。主なものは、委託料の250万円の増でごさいますが、これは、昨年で行っております配水管の漏水調査の委託料の増でごさいます。修繕費では、190万4,480円、24%の増で、これは平成12年2月から3月にかけての異常寒波によって、給水管の地下凍結が発生したことによる、凍結修理に対する費用の増でごさいます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでごさいます。

3目では、7,936万218円で、4%の増でごさいます。主なものといたしましては、給料が31万7,100円の増、職員手当が54万614円増、法定福利費、これは共済組合の基金等でごさいますが、109万5,293円の増、さらに委託料では、119万1,254円、16.5%の増でごさいます。これは検針中の委託者の事務費改正に37万6,252円増のほか、消し込みシステム及び消費税、計算委託料等で81万5,002円の増が主なもので、その他につきましては記載のとおりでごさいます。

4目では、7,738万9,124円、7%の増となっておりますが、これは記載のとおり、平成12年度までの取得期間に伴う減価償却費の増でごさいます。

5目では、206万4,688円、18.8%の減となっております。

次に、2項1目では、4,730万5,663円、1.7%の減となっております。企業債、利息の減によるものでございます。

2目では、121万3,858円、16.9%の増で、これは消費税納付額の増額でございます。

次に、3項1目では、100万4,400円、これは皆増でございます。これは株式会社北洋ミールの昭和62年10月、11月分の未納金で、既に会社は存在せず、徴収が不可能となっていることから、過年度分水道使用料不能欠損の計上でございます。

次に、今年度の純利益でございますが、149万5,401円で、前年度比29.8%の増となっております。積算の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、決算書の16ページをお開きください。

16ページの(4)の給水装置工事の状況でございます。

これは、新設の給水工事でございます。87件で、前年度比45件の減でございます。65.9%になっております。

(5)の、委託調査業務でございます。

これは、浄水道配水管の漏水調査を262万5,000円で執行したものであります。

次に、17ページ、4、会計の(1)企業債の借入概況、(2)議会の議決を経なければ流用できない経費の決算について、(3)その他会計処理に関する重要事項については、記載のとおりとなっております。

以上が、平成13年度決算の内容でございますけれども、添付資料中3ページが損益計算書、7ページから8ページが貸借対照表、18ページから23ページが附属明細書となっておりますが、説明を省かせていただきたいと思っております。

大変、雑駁簡単な説明であります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

病院事務長。

病 院
事 務
長

ただいま上程いただきました認定第2号 平成13年度厚岸町病院事業会計決算書の認定につきまして、その提案の理由を説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成13年度厚岸町病院事業決算報告書であります。

1の収益的収入及び支出の収入であります。

第1款病院事業収益、予算額15億8,503万7,000円あります。予算額に対し

して決算額、15億 8,398万 4,102円であります。予算に比べ決算額の増減でございますが、マイナスの 105万 2,898円となっております。

1 項の医業収益であります。予算額11億 5,787万 6,000円であります。対しまして決算額11億 5,682万 2,511円であります。予算に対しまして 105万 3,489円の減であります。

第2項医業外収益であります。4億 2,716万 1,000円の予算に対しまして、決算額4億 2,716万 1,591円であります。591円の増であります。

次に、支出であります。

第1款病院事業費用、予算額16億 5,975万 1,000円あります。決算につきましては、16億 3,843万 3,094円あります。不用額につきましては、2,131万 7,906円となっております。

第1項であります。医業費用、予算額15億 3,017万 8,000円あります。決算につきましては、15億 1,586万 1,339円ありまして、1,431万 6,661円の不用額あります。

第2項、医業外費用であります。1億 2,257万 1,755円の決算額あります。不用額につきましては、607万 1,245円となっております。

3項予備費であります。予算額30万円あります。決算額はゼロでありまして、不用額30万円あります。

2 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出であります。

収入の部であります。

第1款資本的収入であります。予算額 2,309万 2,000円あります。決算につきましては、2,309万 2,000円ありまして、予算額に対しての増減額はゼロであります。

1 項企業債であります。予算額 890万円あります。決算額も同じく 890万円で、増減額はゼロであります。

第2項の補助金であります。これにつきましては、防衛庁施設周辺整備補助金の内容であります。予算額 1,419万 2,000円あります。決算額 1,419万 2,000円で、増減額はゼロであります。

支出であります。

第1款資本的支出であります。予算額1億2,868万2,000円であります。決算額1億2,868万1,451円であります。不用額549円あります。

第1項の建設改良費であります。予算額2,468万1,000円あります。決算額2,468万775円あります。225円の不用額あります。

第2項企業債償還金であります。予算額1億400万1,000円あります。決算額につきましても、1億400万676円で、324円の不用額あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億558万9,451円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額4万5,088円及び過年度分損益勘定留保資金1億554万4,363円で補てんするものであります。

3ページであります。平成13年度厚岸町病院事業損益計算書であります。

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの内容であります。

下の方でございますけれども、経常損失、事業収益から事業費を引いた不足分、6,029万4,967円が経常損失となった次第であります。

下の方でございますけれども、当年度末処理欠損金は、2,523万9,278円と、次年度に繰り越すものであります。

次ページをお開き願います。4ページです。お願いいたします。

平成13年度厚岸町病院事業剰余金計算書であります。

これは、平成13年4月1日から平成14年3月末の内容であります。

剰余金の部であります。

減債積立金未処分利益剰余金の内容であります。最終的に未処分利益剰余金につきましては、当年度末未処理欠損金2,523万9,278円となるものであります。

資本剰余金の部でございます。

前年同様の金額で記載をさせていただいております。

5ページをお開き願います。

他会計補助金、受贈財産評価額、寄附金となつてございまして、翌年度の繰越資本剰余金が4億6,585万8,111円となる内容であります。

下の方の、平成13年度厚岸町病院事業欠損金処理計算書であります。

当年度末処理欠損金が2,523万9,278円でありまして、この欠損金が翌年度繰越欠損金として2,523万9,278円となるものであります。

6ページをお開き願います。

6 ページ、7 ページは、平成13年度の厚岸町病院事業貸借対照表であります。これは平成14年3月31日の財政状況を示したものであります。

記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

8 ページであります。平成13年度厚岸町病院事業報告書であります。

1 の概況につきましては、総括事項は記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

9 ページであります。議会議決事項は記載のとおりであります。

(2) の行政官庁認可事項につきましても記載のとおりであります。

職員に関する事項であります。記載のとおりであります。

10 ページをお開き願います。工事の関係でございます。

資産の取得の概況であります。病院医療の医療設備拡充工事の内容であります。

工事内容につきましては、24時間心電血圧記録器ほか17点が内容であります。

11 ページをお開き願います。

3 の業務であります。

業務量、患者数であります。

入院患者数につきましては、前年度に比較いたしますと 759人の減で、1日平均2人の減となっております。前年に比較いたしますと 2.4%の減となっております。外来患者につきましては、前年度と比較いたしまして 3,360人の増となっております。1日にしますと13.8人の増となっております。4%の増となっております。

ロの病床利用状況でございますけれども、全体で前年度に比較いたしますと84.7%で、2.1ポイント下がっております。一般病床では4.8ポイント減となっております。それと、療養関係の2階の病床関係でございますけれども、これにつきましては、前年度に比べますと1.5ポイントの利用率がアップとなっております。

12 ページをお開き願います。12ページの(2)の事業収入に関する事項、(3)の事業費用に関する事項につきましては、認定第2号の説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

第1款の病院事業収益であります。前年度に比較いたしまして3億2,046万362円の減でございます。16.8%の減となっております。

第1項の医業収益であります。前年度比較いたしまして2億7,249万4,678円の減で、19.1%の減となっております。

1の入院収益であります。これにつきましては、入院患者延べ数3万280人で、1人1日当たり2万685円で、6億2,633万2,286円の決算となっております。前年度に比較いたしまして5,551万1,943円の、8.1%の減となっております。減の内容につきましては、患者数752人減、2.4%の減で、885万7,539円の減と、1人当たり収入が1,282円減、5.8%の減となっております。4,665万4,350円の減となっております。一人頭の収入の減の内容につきましては、主に入院料の減、これは入院の長期減算算定とか、医師数の定数割による減等が主な内容でございます。また、手術とか手術料等によるものも減が主な内容でございます。

次に、外来収益であります。外来収益につきましては、外来患者数延べ数が8万6,326人で、一人1日当たり収入5,451円で4億7,053万6,120円の現状となっております。前年度に比較いたしますと2億2,340万870円の減で、32.2%の減であります。内容につきましては、患者数につきましては3,360人の増で、4%の増で、566万8,060円の増となっておりますが、1人当たり収入が2,913円減で、34.8%の減でございます。2億2,906万8,931円の減となっております。1人当たり収入単価の減の内容につきましては、主に院外処方移行に伴う薬剤収入の減が主な内容でございます。

その他医業収益であります。13年度欠損につきましては、5,710万4,217円で、前年度に比較いたしまして641万8,136円の増、12.7%の増となっております。内容につきましては、公衆衛生活動収入であります。それと室料差額収益の減と、その他医業収益の減が主な内容であります。

次、2項の医業外収益であります。前年度に比較いたしますと4,796万5,684円の減で、約10.1%の減となっております。

1の受取利息及び配当金でございますけれども、これにつきましては、定期預金利息の減が主な内容であります。

2の患者外給食収益であります。前年度決算額は290万5,220円でございます。前年度比較いたしますと6万1,480円の減で2.1%の減で、職員食の減によるものであります。

その他医業外収益であります。648万521円の52.1%の減の内容であります。

これにつきましては、特に12年度の決算で、固定資産の購入に係る契約違約金が約 600万円ほどございまして、その部分が13年度は大きな減の内容となっております。

次、他会計補助金でございます。他会計補助金につきましては、13年度決算額 4億 1,786万 9,000円ございまして、前年度に比較いたしますと 4,144万 7,000円の減でございます。減の内容につきましては、企業債利息補助金の減、共済組合追加費用の減等が内容でございます。

この雑収益でございます。

これにつきましては、13年度比較いたしますと34万 7,522円の 100.6%の増となっておりますけれども、これは消費税の課税方式による収入の増であります。

次に、支出の関係でございます。

第1款の病院事業費用につきましては、前年度に比較いたしますと 2億 1,294万 781 円の減で、11.5%の減となっております。

第1項の医業費用であります。1億 9,606万 7,228円の減で、11.5%の減となっております。内容につきましては、1目の給与費でございます。決算につきましては、9億 5,542万 750円で、前年度に比較いたしますと 1,464万 6,506円の増でありまして、1.6%の増であります。

内容につきましては、説明の記載のとおりでありますけれども、主に医師給、看護師給、医療技術員給、事務員給、技術員給、労務給の本俸では7万 4,001円の減となっております。これは医師の退職、看護師の採用、労務員の退職等による増減等が減でございます。

あと、医師、看護師、医療技術員等の手当の関係につきましては、432万 8,500円の減となっております。これは、医師、労務員の退職、看護師の採用等による増減の額でございます。

諸手当につきましては、518万 7,503円の減であります。主な内容については、超勤手当の減、宿日直手当、特殊手当、勤務手当の減等によるものであります。

賃金につきましては、1,395万 4,248円の増であります。主な内容につきましては、嘱託職員2名による 258万円の減、また臨時職員、これ看護補助者等の増による 708万 2,000円の増、出張医、診療応援、土日宿直等によります出張が 931万円の増等が主な内容であります。

報酬につきましては、運営委員会報酬の減であります。

法定福祉費については、1,029万662円の増であります。この内容につきましては、退職手当組合の増、共済組合費の増等が主な内容であります。

次、2目の材料費であります。

材料費につきましては、決算額2億5,803万4,807円で、前年度に比較いたしまして1億9,333万976円の減でございまして、42.8%の減であります。

内容につきましては、薬品費1億8,016万3,960円の減であります。これにつきましては、1人当たりの患者数の薬品費が1,608円ほど減ってございます。それに伴う1億8,300万円が減となつてございまして、また、患者数2,601人の増となつてございまして、これにつきましては、314万4,000円ほどの増となつてございます。1人当たりの薬品費の減は、院外処方の移行に伴うものが大きな内容であります。

診療材料につきましては、1,188万5,515円の減でございまして、内容につきましては、1人1日当たり診療材料費123円の減となつてございまして、これが1,400万円の減、また患者数2,601人の増となつてございまして、これに伴つて2,122万円の増であります。

給食材料費につきましては、52万6,001円の増であります。内容につきましては、患者食数約898食が増となつてございまして、これが主な内容でございまして、

医療消耗備品につきましては、159万7,991円の減であります。これは、前年度は療養型病床整備に伴つて相当医療機械の増を見たところでありまして、それに伴う13年度は減でございまして、

給食消耗品備品費については、食器等の減によるものでございまして、

3番の経費でございまして、経費につきましては、1億8,517万7,311円でございまして、前年度に比較いたしまして、2,426万7,420円の増で、15.1%の増となつてございまして、内容につきましては、記載のとおりでございまして、主なもの、消耗品費201万1,487円の増、主に管理用費の増、総合システムの増による消耗品等によるものであります。消耗備品については、143万502円の増でございまして、主にパソコン等の購入によるものでございまして、

印刷製本費につきましては、63万9,980円の増でありまして、主に検査伝票、処方せん等の印刷による増の内容であります。

修繕費につきましては、712万5,053円の増となっておりますけれども、主に医療機械の修理でございまして、透析関係の逆浸透処理装置の修理とか透析装置のオーバーホール等が主な内容で、大きな内容であります。

使用料につきましては、1,410万9,922円の増であります。主な内容につきましては、病院総合システム導入による増であります。これは998万円のオーダーリングシステム等によるものが大きな内容であります。

委託料につきましては、135万5,253円の増であります。主なものにつきましては、臨床検査の増、院内のガラス清掃業務の増、病医委託料の減等が主な内容であります。

4目の減価償却であります。

減価償却につきましては、決算額1億910万4,614円で、前年度に比較いたしますと3,678万9,164円の減でございまして、25.2%の減であります。内容につきましては、建物減価償却費が20万3,000円の減と、それから機械備品減価償却が3,692万6,646円の減等が主な内容でございまして。

次に、資産減耗費でございまして。

資産減耗費につきましては、決算額118万4,953円で、前年度に比較いたしますと462万1,730円の減で、79.6%の減となっております。これにつきましては、固定資産除却費が461万8,000円の減が主な内容でございまして。これは、昨年はエックス線コンピューターの装置が大きな除却をしております。そういうものが今回の12年度と比較いたしますと減となっております。

研究研修につきましては、656万702円の前年度でございまして、前年度に比較いたしますと23万9,284円の減で、3.5%の減であります。主な内容につきましては、交通旅費の減であります。

次、2項の医業外費用であります。1,687万3,553円が前年度に比較いたしますと減となっております。11.8%の減でございまして。

1目の支払利息及び企業債取扱諸費であります。これにつきましては、決算額1億192万6,168円でございまして、前年度に比較いたしますと356万659円の減で、3.4%の減であります。主なものは、企業債利息の減となっております。

次に、2目の患者外給食材料費につきましては、決算額225万1,529円で、前年度に比較いたしますと2万3,182円で、1%の減であります。内容は食数減による

ものであります。

3目の医療技術費員確保対策費であります。決算額 471万 6,549円ございまして、前年度に比較いたしまして49万 3,189円の増で、11.7%の増であります。これは循環器内科派遣等による内容のものであります。

4目の雑損費であります。決算額 1,275万 5,056円で、前年度に比較いたしまして 1,139万 901円の減で47.2%の減であります。主な内容でございますけれども、貯蔵品の購入減による消費税及び地方消費税の減であります。

5目の繰延勘定償却につきましては、467万円でございます。前年度に比較いたしまして、239万 2,000円の減で、33.9%の減になります。これにつきましては、平成7年度購入医療機械の償却減によるものが内容であります。

なお、当年度の純損失につきましては、事業収益15億 8,150万 7,472円に対しまして、事業費用16億 4,180万 2,439円でございます。不足額 6,029万 4,967円の純損失を余儀なくされた次第であります。

13ページにお戻り願いたいと思います。

4の会計でございます。

1につきましては、企業債の概況でございます。

2につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費の決算についての内容であります。

3につきましては、その他会計処理に関する重要事項の内容があります。防衛庁施設関係周辺整備補助金の関係であります。

14ページをお開き願います。14ページから17ページにつきましては、収益費用明細書であります。これにつきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

18ページをお開き願います。

固定資産の明細書であります。13年度末の有形固定資産現在高等の内容を記載をさせていただきます。内容につきましては、省略をさせていただきます。

19ページであります。企業債明細書であります。13年度末の企業債未償還残高等の内容でございます。内容については記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、病院事業の経営につきましては、非常に厳し

い状況にありまして、一層の経営健全化に努め、より質の高い医療を提供するために診療体制、特に医師の確保等内容の充実、また他の医療機関との連携を図りまして、地域住民に信頼される基幹病院として、その使命を達成のために、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、監査委員に審査結果の意見を求めます。

監査委員。

監査委員 ただいま上程されました平成13年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計につきまして、決算審査に付されましたので、その概要を申し上げます。

なお金額につきましては、消費税及び地方消費税込みの額で申し上げます。

初めに、水道事業会計より申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入では2億6,956万1,772円で、支出は2億5,924万865円となり、差し引き1,032万907円が当年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入の1億3,248万3,200円に対しまして、支出は2億1,785万1,988円となり、差し引き8,536万8,788円の収入不足となります。不足する額については過年度分及び当年度損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てん処理を行っております。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入は15億8,398万4,102円に対しまして、支出は、16億3,843万3,094円となり、差し引き5,444万8,992円の赤字決算となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入は2,309万2,000円で、支出は1億2,868万1,451円となり、差し引き1億558万9,451円の収入不足が生じましたが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てん処理を行っております。

以上、平成13年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について内容を申し述べましたが、地方公営企業法第30条第2項に基づき、町長より審査に付されました平成13年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算に係る各諸帳簿はいず

れも関係法令に準拠して作成され、また、表示された計数についても誤りがないというふうに認められました。

なお、水道事業につきましては、これからも水需要の多様化に即応できるように、老朽施設の整備をはじめ水質の高度処理方法研究などの水の安定供給で効率的な事業運営と住民サービスの向上に一層努力されることを望むものであります。

また、病院事業につきましては、経営は厳しい状況にあります。地域住民に信頼される基幹病院として医師の体制確保に努め、より質の高いサービス医療と町民の健康を守る公的病院としてなお一層町民の信頼を得るよう、これからも経営に努力されますよう希望いたしまして、口頭報告といたします。

議長 本2件の審査報告についてをお諮りします。

本2件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く17人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長並びに議会選出の監査委員を除く17人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 11時20分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 11時23分

議長 日程第11、議案第57号 助役の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程いただきました議案第57号助役の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町助役は前任者の鈴木英世氏が、去る6月30日をもって退職をされ、欠員となっておりましたが、このたびその後任として大沼隆氏を選任いたしたく、地方自

治法第 162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、次ページに記載のとおりであります。

住 所 厚岸郡厚岸町太田南71番地21

氏 名 大沼 隆

生年月日 昭和28年 6 月13日

性 別 男

職 業 地方公務員

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。よって、討論を省略し、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま助役に選任同意されました大沼隆氏から、皆様にごあいさつをおっしゃりたいとの申し出がありますので、これをお受けしたいと思えます。

助役。

助 役 お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

このたびは、若狭町長のご推薦をいただき、ただいまは助役に対する選任のご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

浅学非才な私にとりまして、過分な職責であり、身の引き締まる思いをいたしております。皆様既にご案内のとおり、今地方自治、自治体を取り巻く諸情勢は大変厳しいものがございますが、若狭町政が目指しております協働の町づくりを推進するため、町民の皆様のために、町の発展のためにお与えをいただきました職責を誠心誠意全うしてまいりたいと存じます。

議員各位並びに町民の皆様引き続きご指導とご鞭撻をいただきますよう、お願いを申し上げまして、はなはだ簡単でございますがごあいさつとさせていただきます

す。どうぞよろしく願いをいたします。(拍手)

議 長 日程第12、議案第58号 収入役の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 ただいま上程いただきました、議案第58号 収入役の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町収入役君澤英二氏は、この9月30日をもって任期満了を迎えますが、このたびその後任として、黒田庄司氏を選任いたしたく地方自治法第168条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお同氏の経歴につきましては次ページに記載のとおりであります。

住 所 厚岸郡厚岸町湾月町2丁目94番地20

氏 名 黒田庄司

生年月日 昭和27年12月10日

性 別 男

職 業 地方公務員

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。

よって、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま収入役に選任同意されました黒田庄司氏から、皆様にごあいさつをした
いとの申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。

収 入 役 ただいま、収入役のご同意をいただきまして厚く御礼を申し上げますとともに、

私に課せられましたその責務の重大さにただただ身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

今、地方自治は厳しい社会経済情勢を反映をいたしまして、大きな転換期を迎えてございます。ペイオフ解禁問題を初め、地方自治体の財務、あるいは会計制度もその例外ではございません。

こういう非常に難しい時代にありまして、私は、はなはだ浅学非才の身ではございますが、地方自治の本旨に基づきまして、厚岸町の行財政が円滑かつ適正に運営されますよう微力ではございますが全身全霊を賭して精進を重ねてまいる所存でございます。皆様方におかれましては、従来にもまして厳しくもなおかつ温かいご指導とご鞭撻を賜りますよう伏してお願いを申し上げる次第でございます。

まことに簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。何とぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

議 長 日程第13、これより一般質問を行います。

質問は通告順に行っていただきます。

初めに、15番、菊池議員の一般質問を行います。

15番、菊池議員。

1 5 番 第3回定例会の一般質問通告によりまして、第1回目の質問を行います。

まず、第1点目であります。先般、7月2日STV（日本テレビ）系、きょうの出来事で報道されました、「これが談合の現場だ」極秘テープ入手公開の番組であります。

これは報道あるいはVTRを見た方々は、事が厚岸町で起きていたことだけに驚いたというよりも唾然とし、これは町民としてはっきりと解明していただきたいという声が出ていることは事実であります。ましてや、この公共工事に使われているのは、町民、国民の税金であります。

町長はこのことに関して、7月19日の議員協議会において、平成13年8月28日に、新聞報道のあった厚岸町が発注する公共土木工事で平成13年8月27日に入札執行した道路改良工事等5件の工事についてのことである。報道後すぐに関係業者を呼び、談合の事実はなかった。また、それを証明する誓約書までとっているとのことである。報告がなされたところでありまして、最近の新聞報道でこの談合の事実のテープが存

在することが明らかとし、町もその存在を確認しているとされております。

そこで、私は、この定例会の場で、町のとった措置や経過について、昨年9月の定例会において、行政報告がなされておりますので、詳しくはよいとは思いますが、町民の皆様は今一度公開していただきたいのであります。

また、最近の新聞報道で、厚岸町は町が発注する公共工事入札の透明性や競争性を高めるために、予定価格の事前公表や指名業者の事後公表を実施することを決めたとあり、それをこの8月9日実施の入札から実施されたようではありますが、この入札方法について少し詳しく報告をお願いいたします。予定価格との落札率、入札の結果公表等をできれば資料にして説明をお願いいたします。

そして、その入札制度の改善効果等の所見をお示し願います。

質問事項、平成14年7月2日S T V全国放送の厚岸町建設業協会の会議の模様についてをお伺いします。

1つは、建設業会会長みずから割り付け指名した状況が録音テープで放映されておりましたが、その事実確認について。

2つ目は、厚岸町のとった措置と経過について。

3つ目は、今後の入札方法の進め方について。

以上の件についてお示し願います。

次に、第2点目は、若狭町長は、町長としての考え方として、これからも鈴木宗男代議士の厚岸町後援会会長を続けていかれるのか、その見解をお答えください。

第3点目は、交通安全運動組織の見直し改革についての考え方についてであります。

厚岸町の交通安全団体の体制の改革を考える時期に来ていると思いますが、どうでありましょうか。

会議をやるにしても、同じようなメンバーが何回も何回も集まって、同じような協議をするのが実態です。仕事に追われているのに会議に参加するのはとても大変なようであります。

そこで、厚岸町交通安全運動推進委員会行政指導型と厚岸町交通安全協会民間団体などが主な組織であります。ほかどのくらいの団体、組織となっているのかお示しください。できれば資料にして出していただきたい。

第4点目は、子野日公園は春の桜祭り、夏は憩いの公園、秋はカキ祭りと町民、

並びに観光客の余暇やレジャー、イベントなどの施設として、厚岸町では利用度の高い公園であります。

そこで、この施設の将来像についてお伺いいたしますが、駐車場やトイレ整備等の受け入れ体制は出てきましたが、この後の年次計画はどう描いているのか、あるいはどう描こうとしているのかお示しをいただきたい。ステージ、将棋の森跡構想、四阿、散歩道、展望台等考えられますが、その辺を含めてお知らせ願います。

以上で、第1回目の質問といたします。

議 長
町 長

町長。

15番、菊池議員のご質問にお答えをいたします。

まず、平成14年7月2日、日本テレビによる全国放映された厚岸町建設業協会の会議の様相についてのご質問であります。このことについては、厚岸町が発注する公共土木工事で、平成13年8月27日に入札執行した道路改良工事等5工事について、入札執行後北海道新聞社を通じて匿名の談合情報があり、町としては、北海道が平成12年に制定した談合情報対応手続を参照し、当該工事入札参加者すべてから個別に事情聴取を行い、そのような事実がなかったことを確認し、厚岸町建設工事入札心得第4条の規定、これは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならないこととしており、本工事だけではなく、今後においても、この規定を遵守する誓約書を提出させ、さらに該当する工事の積算内訳書の提出を求めたところでもございます。

以上の経過から、8月27日執行の入札は適正に行われたものと判断し、それぞれ落札業者と工事請負契約を締結し工事を進めたものであり、今後、入札制度の改善と工事請負業者に対し適正な指導を行うことについて、平成13年9月開催の第3回定例町議会において、行政報告をいたしたところでもあります。しかし、本年7月2日、質問者が言われるテレビ放映があった後、町内外からの厚岸町のホームページにさまざまな意見が寄せられる町のイメージダウンにつながる大きな問題であり、厚岸町の公共工事に対する町民の信頼を揺るがしかねない事態と認識し、ただちに建設業協会の役員を呼び、テレビ放映内容の事実確認をしたところ、そのような事実はないとのことでありました。これらの経過についても、本年7月19日開催されました議員協議会において説明をさせていただいておるとおりでございます。

次に、今後の入札方法の進め方についてのご質問であります。町としては、平

成13年4月1日から施工された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、毎年度の発注見通しの公表、施工体制の適正化等を実施できるものから改善を進めておりますが、さらに本年8月1日付で、厚岸町財務規則の一部を改正し、公共工事の透明性を図るため、入札契約にかかわる情報の公表として、予定価格の事前公表の施行を行い、施行に当たっては、積算内訳書の提出を義務づけるものであります。また、競争性の促進を図るため、指名業者の公表は入札終了後とする。

さらに、入札談合未然防止に向けた取り組みとして、入札談合等に関する法令、規則の違反にかかわる指名停止措置の運用強化を図ったものであります。

次に、予定価格との落札率、入札の結果公表等資料にして説明を願いたいとありますが、配付いたしておりますとおり、平成13年度における建設課、水道課発注の公共土木建築工事の入札結果のうち、落札率は、土木工事において92.77%、建築工事95.6%、下水道工事93.2%、水道工事53.04%となっております。

また、本年8月以降入札執行した工事ごとにつきましては、土木工事89.91%、建築工事94.56%、下水道工事85.71%、水道工事89.31%の落札率となっておりますが、入札制度の改善効果として、事前公表と落札価格の低下の関係は、いまだ明確でなく、予定価格を事前公表すれば、落札価格が低下するとは必ずしも言えないが、事前公表が入札回数を減らし、行政コストを削減する効果が認められることと秘密を守るコストや不正に巻き込まれるリスクが回避できる理由もあり、地方自治体の約4分の1が予定価格の事前公表を施行している実態にあります。町としては、今後においても公共工事の適正化に向け、制度の見直しや改善を初め、請負業者に対しても指導してまいりたいと考えております。

次に、鈴木代議士の厚岸町後援会会長を続けるのかとのご質問でございますが、厚岸町鈴木宗男後援会会長については、平成8年に就任をいたしましてから、以来6年になりますが、昨年7月、私が町長に就任したことに伴い、その会長を辞任する旨申し出ていたところであります。

これに伴い、昨年12月に厚岸町鈴木後援会役員会が開催され、後任会長の選任についての協議がなされましたが、難航し、後任が決まるまでの間とりあえず留任することとなり、現在に至っております。ご理解をいただきたいと存じます。

次に、厚岸町の交通安全団体の体制の改革を考えてはどうかというご質問であり

ますが、私たちの日常生活において、自動車は便利で、欠かせないものとなっております。一方で、そこに潜む危険性も秘めており、交通事故は一瞬にしてその幸せを奪い、不幸を余儀なくされることになり、その防止には真剣に取り組んでいかなければならないことはご承知のとおりであります。

平成13年度中の、道内で発生した交通事故の件数は人身交通事故が3万531件で、17分に1件が発生し、死亡事故が476件で、18時間に1件の発生となっております。これら増加する交通事故に対しての交通安全の取り組みは、行政はもちろんのこと、地域挙げて必要であることから、各種団体等の連携を行いながら、交通事故撲滅のための運動を推進しているところであります。

お手元の資料でお示ししておりますが、交通安全運動を地域で進める組織は、私が会長しております厚岸町交通安全運動推進委員会があり、その事務局を総務課が務めており、各種行政機関、事業主を任意団体がその構成メンバーとして属しております。また、町からの補助を受けている団体として、厚岸浜中地区交通安全協会傘下の交通安全協会と安全運転指導者会のほか、任意団体としては、輸送連絡協議会と女性ドライバークラブがあり、行政と民間の組織を挙げた交通安全への取り組みを行っております。

なお、交通安全運動推進委員会は、地域全体をとらえた住民総ぐるみの交通安全運動の展開を行っており、また、交通安全協会については、会員相互の親睦と連絡協調による交通安全の取り決めを進めており、交通安全を推進する目的は一緒であります。その運動の進め方や構成メンバーについても、違いがあり、それぞれの立場において取り組んでおります組織の独自性をご理解いただきたいと思います。

次に、子野日公園の観光施設を含む施設の将来像についてのご質問にお答えをいたします。

子野日公園は、春の桜祭り、秋のカキ祭り等のイベント会場として、町内外からたくさんの方々が訪れるところがございます。また、日ごろは子供から大人まで、町民憩いの場として、園内の遊具施設等を利用していただける場として、管理人も配置して受け入れ体制を整備いたしておるところであります。今年度は、利用者から要望の強かったトイレの整備のうち、駐車場内トイレの改築を行い、水洗化による清潔で、利用しやすいトイレに生まれ変わり、来月から使用できるようになります。

子野日公園の将来的な整備の予定ですが、現状持っている町民の憩いの場としての機能とイベント開催機能を充実していくことを基本に、イベント用ステージ、公園内トイレの改修整備をはじめ車いすでの利用を考慮した入り口連絡部分の舗装をまず総合計画の第3次実施計画に掲載していない整備課題もあり、これに現在あるフィールドアスレチックや展望台、散歩道を活用できる町民の利用しやすい施設として整備してまいりたいと思います。

また、現時点で、次期、第4次実施計画に載せていけるかどうかまではお示できませんが、ご提言のありました将棋の森跡の利用構想もどうあるべきかという議論や検討をしながら、桜の名所子野日公園というもう一つの切り口での構想をも含め、緊急度や財源問題を考慮しながら整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上であります。

議 長 15番、菊池議員の2回目の質問は午後からといたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩時刻 1 1 時 5 3 分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻 1 3 時 0 0 分

菊池議員の2回目の質問に入る前に、先ほどの菊池議員に対する答弁の中で、町長が訂正したい旨申し出がありますので。

町長。

町 長 午前中の菊池議員の質問の中で、入札の結果公表の中で、私は平成13年度における落札率を水道工事を 53.04%と言ったそうであります。申しわけありません、93.04%でありますので、ご訂正をいただきたいと存じます。

議 長 15番、菊池議員。

1 5 番 1回目の回答を町長よりいただきました。そして、またかつ資料を提出していただいております、ありがとうございます。

7月19日に行われました議員協議会では、この件につきましては、町長より13年8月27日のことであると。ただいま1回目の回答でもいただきましたけれども、昨年9月の第3回定例会においても、行政報告したとおりであると、そうして1年ちょっとで談合問題が流れたと。ことし6月の第2回定例会でも、談合問題の行政報告をしたと。就任後1年間で2回も、このようなことは残念であると述べておられ

ました。先ほどの回答にありましたように、私自身も厚岸町のイメージダウンにつながる本件については、非常に残念であります。談合情報につきましては、一部の業界の一部の人から寄せられているものだと思いますが、この業者の方からも厚岸町建設工事競争入札心得、第4条の規定に基づく誓約書を町はいただいていたわけでもありますし、出しているにもかかわらずこの問題について提起していることは大変残念でもあります。談合の報道と町の対応については、先般のお話のとおり、昨年の9月の定例会及び本年6月の定例会のとき、きちんと行政報告がなされておられるわけでありますから、私たちはそれを信じているわけであります。

ただいま入札資料をいただきましたけれども、8月9日から実施されました入札方法について、予定価格と落札率、入札の結果公表、お知らせいただきましたけれども、この件につきましては議員協議会でのお話で、町長は、入札改革について、早速指示されたということでありまして、改善につながったとすれば評価いたしたいと思います。

この資料を見ますと、いずれも土木工事、建築工事、下水道工事、水道工事ともみな落札率が予定価格よりダウンしております。ちなみに昨年の問題の5件の落札率は94.99%から96.02%でしたから、かなりの改善になったようであります。ですけれども、ちょっと見てみますと、71.63%だとか、69.69%だとか、かなり落札率の低いのもあります。採算の明暗がちょっと心配な点もありますけれども。

北海道も2000年の4月から、ランダムカット導入をして落札率の低下などある一定の効果を見ているようであります。あえてお聞きしますけれども、私はそういうことはないと思いますが、本件に関して町長はここで町の関与は一切なかったことを明確に言明していただきたいと思えます。

次に、後援会会長の件ですけれども、今後いろいろな自治体要請活動、懸案事項解決のための要望活動に対して、予算獲得だとか、中央陳情などありますけれども、後援会会長としての立場で今の状況の中で支障とならないかどうかお答えを願います。

最近まで余りにも代議士に対して管内の首長さんたちが頼ってきていたわけでもありますし、その辺いかがお考え、見解をお示しいただきたいと思えます。

次に、交通安全運動の組織の件なんですけれども、厚岸町交通安全関係団体組織機構図を見ますと、網の目状態で、ネットワークになっておりまして、もう少し簡

素化する必要があるのではないかと考えられます。推協と安協とが統合すれば、会議日数が少なくて簡素化されるのではないかなと考えます。何か同じ会議がダブっているように感ずるんですね、今の状態の中では。類似事業所、それから各会の統合、そういうようなものをもう少し統合していけば、まだ活動展開はスムーズになるのではないかなと、このように思います。

ちなみに、ここに、ゆっくり走ろう北海道2001年3月、ナンバー 107の資料を新聞を見ているんですが、これはゆっくり走ろう北海道ナンバー 107、社団法人北海道交通安全推進委員会が出している広報紙なんですけれども、交通安全探訪の2というところで、中標津町、根室支庁管内なんですけれども、新たな推進母体のもとで効果的な活動展開を目指すということで、中標津町では、昨年4月、中標津町交通安全推進協議会と交通安全協会が合併し、より効果的な交通安全運動を展開しようということで、新たな推進母体でもって発足しております。

これもひとつの参考になると思いますので、この組織機構図確かに各界各事業所、相当数の総体的な交通安全運動の展開ということでそれは非常によいということは認めますけれども、もう少し簡略化した状態でやったらどうかなと思います。

例えば、(仮称)厚岸町交通安全運動推進協議会なるもので、行政が主体となりまして、町長が会長となって、現在ある安全協会、ほかもろもろの団体をこれに部門を細分化し、安全推進運動が必要な時期、あるいは定期的に会議や行動を起こすという方法を考えてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

各部門で必要事項ができたり、行動することが生じた場合には、部会を開催するなどしてスムーズ化を図ればいいことと考えます。イベントとか行事ができたとき、その前に関係の部門だけで部会を開くと、そして効果を発すると。

そして、議長ちょっと組織の体制のほかに交通指導員の機能といいますか、権利機能についての体制についてちょっとお聞きしたいんですけれどもよろしいですね、体制ということで。

交通指導員の忠告権利を与えることはできないかという点であります。

これも組織のほかの体制の中の1つの問題点として、例えば、違反項目、運転者に対して、例えば、赤信号で入ってきたとか、それから安全運転義務違反があったとか、そういうような違反項目を注意しても、警察官ではないので無視されるようであります。何のために交通指導をしているのか考えられてということを漏ら

す指導員もおります。警察と協議して、厚岸町の条例などを考えられないかどうか。そして、本町が発信スタート地として、オリジナルな取り締り体制として全国化を目指したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、子野日公園の件ですけれども、年次実施計画にはまた載っていないけれども、おいおいに進めていくという前向きの答弁がありましたけれども、ステージは前にも言ったとおり、現在あるのは使用しづらいです。ゆがみも来ていますし、柱があるし、雨天時にはだめだし、場所も、お金のかからない方法として、前に行った鳥羽一郎が来たとき、漁港祭り港祭り、このときの特設舞台、こういうのはいいと思いますね、必要時だとか。イベント時に造作すればよいと思います。

それから、ステージ裏の四阿も大分傷んでおります。改築が必要だと思われます。

それから、散歩道もきちんと必要だと思います。なだらかにやった方がいいと思います。何回か上り下りしてみましたけれども、バーベキューハウスの裏の辺と、それからステージの裏の方の散歩道ありますけれども、ステージの裏の方の散歩道は、幾らか緩やかですけれども、バーベキューハウスの方の散歩道、一応ついているんですけれども、かなりきついですね。あと、その辺の散歩道のつけ方。

それから、雨天時対策として、シーズン中は、晴れの日でも雨の日でも雨天兼用できるビニール天井仕掛けというのがあるんですけれども、これは晴天時に取り外しオーケーの施設なんですけれども、こういうものはどうかという点です。これは標津のサーモンパークにございます。行ってみた人はわかると思いますけれども、雨天時でも十分使用できる場所にあるんです。せっかく札幌だ、函館だ、北見だ、帯広だというところから走ってきて、ちょうど雨にぶつかってイベントができないときがございまして、またどこにも避難するところがなくて、自分の車に走って戻ってしまうという観光客の受け入れ体制で、ちょっと雨天時に困るときがありますが、そういうときのためにそういう施設も考えてはどうかと、このように思われます。

子野日公園は、子野日弘毅元町長先代町長の子野日から厚岸の贈り物、公園財産であります。厚岸は大切に管理していかなければならないと考えます。予算のこともありますが、町の姿勢として、徐々に施設整備や管理を整えていかなければならないと思います。

以上、4点、2回目の質問を終わります。

町長。

4点についての再質問でございます。

議長 長 私からは、入札について、さらにはまた私自体の後援会長の問題、交通安全団体
町長 については担当課長から、子日野公園についても担当課長から答弁をさせていただ
きたいと存じます。

まず、入札問題でございますが、私は常に発注者として、その入札に関しましては、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除を徹底的にしていまいりました。しかしながら、今ご指摘がありました談合情報につきましては残念なことにすべての業者が地元業者であります。そのことを考えますと、公共事業に対する今日国民の厳しい批判がある中で、地元業者だから指名を受けるのは当然だという甘えの時代ではないということをご承知いただきたい。発注者としても、業者の選定が形式的、機械的作業に流れることなく、建設業者の施工能力について、信頼できる業者を適切に選択が求められており、今後も建設業の健全な発展に努めてまいりたい。そのように考えます。

続いて、後援会長の件であります。何も支障はございません。今日まで1年過ぎましたけれども、町政の執行に当たっては、私自体は支障があるということは一度も感じたことはありません。しかしながら、さきの答弁でお答えをいたしましたとおり、町長になったという町民の責任ある立場になった以上、私は町政は公平でなければならない、そういう立場から辞任を申し入れたわけであり。しかしながら諸情勢によって、先ほどお話しいたしましたとおり、現在も会長職にあることは事実であります。

私は、町政の執行方針でも述べておりますけれども、町政は一党一派に偏しない、町民本位の町政の推進が最も大事だと考えております。私は今後とも、その政治姿勢を信念を持って町政を責任ある中で推進してまいりたいと、かように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

総務課長。

議長 長 私の方からは、交通安全関係について、ご答弁申し上げさせていただきたいと思
います。

総務課長 議員ご理解のとおり、推進委員会、さらには安全協会、ということで、組織として行政が進めていく推進委員会、さらには会員相互の中で、民間の立場で進めていく交通安全協会の2つの大きな、この交通安全を支える組織があるというふうに認

識をしております。ただ、交通安全につきましては、行政主導ということも今中標津の例を出されまして、両方が合体されているという例を私どもも聞いてございます。管内についてはそういうことでまだございませんけれども、これらについても、団体としての協会の中での意見等も十分聞いていった中で、この環境を考えていかなければならないことというふうに考えております。ただ、そのほかにこの表にお示しのとおり、交通安全の指導者会なり、女性ドライバークラブ等々もありますし、安全協会の上部団体といえますか、厚岸浜中地区の交通安全協会というものもございます。

実は、交通安全の推進委員会につきましては、首長段階における推進委員会が町長になってございますので、その上の組織もございます。ですから、そういう中の縦割りと言ったら語弊がございますけれども、そういう組織も含めて、交通安全をどうつくっていくかということがこれからのいろいろな形でも課題になっていくのかなと思います。ただ、その中で、ここがございますとおり、安全協会の中にもさらに支部がある。それと推進委員会の中にも部会がある。この辺を含めて、協会の中ではそういう意見も出ておりますので、なおことし、14年度に一応会長、副会長等からそういう発言もございましたので、これらについては15年度までに検討するというのでその段階で答えてもおります。ですから、そういう中で、私どもとしては、行政が何でもかんでも主導でやれということではなくて、地域、職場、学校が主体的にこの交通安全運動を展開すべきものというふうに考えておりますし、そういう方向でできれば進んでいきたいというふうに思っておりますし、そういう中で、行政がかかわっていくということを考えて参りたいと思っております。

それと、指導員でございますけれども、これは法規上の権限は付与されていないというのは、当然、議員もご承知のことかというふうに思います。あくまでも交通安全を住民協力の中で支えていくということをやっておりますので、これは道交法上の問題等を含めて、そういうときの事故等を含めて、指導員の中には付与されていないということをご理解を願いたいなというふうに思っております。

商工観光課長。

子野日公園の整備計画につきまして、私の方からご答弁を申し上げたいと思いま

議 長
商工観光
課 長

す。
ご提案いただきましたように、子野日公園の特設ステージの提案であります、

昨年から私どももステージの整備について、検討する中の1つとして、選択肢としてそういう方法もあるだろうという部分については、実は検討をさせていただいております。昨年、ステージを整備しようという段階で、とりあえず検討させていただきました優先順位としましては、キャンプ場にありますがステージを現在ほとんど広場として利用がないということも含めて、もしそのまま移転をした場合にどのぐらいかかるんだろうという検討もさせていただきましたし、それから、同程度の面積のものを新設した場合にどの程度かかるんだろうという検討も実はしてまいりました。いずれにしても、二千数百万を超える事業費が必要だということで、第3次の実施計画の中では、残念ながら盛り込むことができなかったという事情もございます。そういう意味で、ご提言のありました将棋の森の構想の問題、それから、散策路の利用の仕方等々含めてご提言、選択肢の1つとして率直に受けとめさせていただきます。そんな意味で、今後の第4次の実施計画をつくるに当たっての題材として、私どもも持ちたいと思っていますし、その中で、緊急度や財政問題等をクリアをしながら、ぜひ整備のあり方についてお示しをしていきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

15番、菊池議員。

議長
15番
1点目と2点目の町長の政治姿勢、それから入札問題の姿勢、一応町長のかたい心情、あるいは方針を述べていただきましたので、ここで受けとめておきたいと思

います。
次に、交通安全組織の関係でございますけれども、例えば、厚岸町を資料の参考に見てください。厚岸町交通安全運動推進委員会、厚岸警察署から女性ドライバークラブまで13ばかりの団体というか会がございますが、例えば、厚岸警察署を1つ、町関係課、教育委員会、これは町として1つと、2つを1つにまとめる。開発建設部、土木現業所、森づくりセンター、JR厚岸駅をまとめると。それから東部消防組合本部と消防署をまとめると。交通安全協会、運転指導者会、連絡協議会、女性ドライバークラブをまとめると、こうすれば13強あります団体の頭が、連携して行う中で絞られてくる。そのほかに9支部ありますけれども、それはそれとして、安全協会の中に吸収されておりますから、この中の代表として安全協会だけでよろしいということです。あと、連絡関係は、その都度行っていくというような方法、これをAとして、それから指導部会、教育部会、地域推進部会をBとして、AとBで、

安全運動推進委員会が安全運動推進協議会として頂点となって進めていく。という
ような方法。

いろいろあると思いますけれども、1回検討してみて、他町村の例もありますか
ら、それを参考に聞き入れていただいて、研究してやっていった方がいいのではな
いかという、交通指導員からの話もあるし、また、協会の一部の人からの意見もご
ざいます。そういうことで、私今意見を述べているわけですが、何とかも
う少し簡略化にならないか、簡素化できないだろうか。そして効果的な安全運動の
展開ができないのだろうかということでございます。

それから、子野日公園の件につきましては、ただいま課長から説明いただきまし
たからわかりました。

そういうことで、交通安全運動関係の件について総務課長からも一言お願いい
たします。

総務課長。

議長
総務課長
ただいま質問者おっしゃいましたとおり、実は任意団体の中でも輻輳していると
いうんですか、安全運動の中で補助団体という中でも、いろいろな形で経費の助成
をしているところもございます。そういう中で、いずれにいたしましても、それら
の地区と町、さらには、推進委員会、それと各任意団体、それと行政機関等の役員
構成もございますけれども、それらにつきまして、特に団体の方々の部分で運用し
ている部分ございますので、そういう方々と、当然その方々のご意見を当然尊重し
なきゃいけませんけれども、行政機関としては、そういうことを含めて、この交通
安全運動を前向きに進めるために、組織の簡素化についての検討は、これは会員か
らも出てまいっておりますので、していきたいというふうに考えておることをご理
解を願いたいと思います。

いいですか。

以上で、菊池議員の一般質問を終わります。

議長
次に、10番、室崎議員の一般質問を行います。

10番、室崎議員。

先に通告いたしました一般質問通告書に従いまして、ご質問申し上げます。

10番
まず、1つは、いわゆる住基ネットについて、町としての見解を示していただき
たいわけでありませう。

このシステムに、町がかけた費用と、このシステムにより町民の受ける生活上の利益についてご説明いただきたい。

2点目は、情報のセキュリティーについての問題とその対応についてご説明をいただきたい。

3点目は、このシステムにより、町民に何らかの被害が出た場合、厚岸町はその責任を負わないで済むのか、町の法的責任の問題についてご説明をいただきたい。

4点目は、過日新聞で報道されましたが、厚岸町としては、町民に不利益が発生の場合には、切断もあり得るという見解を表明しております宣言といってもよろしい。その内容について具体的に説明をしていただきたい。

5点目は、今回住民票コードの配付について、各地でトラブルがありましたが、厚岸でもトラブルがございました。この内容と町の見解についてご説明をいただきたい。

そして、6点目は、総合的な問題ではありますが、厚岸町としては、このシステムをどう評価しているのか、その点についての見解をご説明いただきたい。

以上が、1点目、住基ネットについてであります。

2点目、町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21」がいよいよよまとまり計画の最終段階に入ってきております。先ほど厚文にもその内容が示されました。この内容についてお聞かせいただきたい。

1点目は、この「みんなすこやか厚岸21」の基盤となっておりますのは、「健康日本21計画」と、それから「すこやか親子21」ですか、いずれも国の施策であります。そこを通じて流れるものは、ヘルスプロモーションの考え方であります。

そこで、当然、それを統合し、厚岸において「みんなすこやか厚岸21」計画をつくるわけですから、その理念としてのヘルスプロモーション、これは何なのか、それについて、その内容をご説明いただきたい。

2点目は、この基本計画に基づき行われる施策は、多岐多数にわたるんですが、具体的に一遍に全部をやるということは、これは不可能だと思われまので、どこからどのように手をつけるのか、どこからどのように進めるのか、それについて具体的な説明をいただきたい。

次に、この計画書の中には、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての世代において障害にある人に対して、家族と専門職との連携によるケアマネジメント

の援助を進めると宣言しています。これは、非常に大きくかつ深い内容を持っておりまして、これを現在実現している自治体は日本中には1つもないと思われます。この内容について、具体的にご説明をいただき、かつその体制をいつまでに構築するお考えか、明確にしていきたい。

4点目として、町民の健康づくりを推進するため、これを支える基盤としての政策、各部局、関連機関との連携ということが一つ一つ明記されております。これらを実現するため、この基本計画に基づいて、各部局においては具体的な施策を行っていくというふうに当然考えられますが、その内容を具体的に示していただきたいわけでありまして。できれば資料として提出していただければ幸いです。

なお、現在まだ調整中、あるいは検討中ということできないのであるならば、いつまでに、例えば、この会期中には示されるとか、あるいはこのあと何日までにとか、そういう期限をきちんと明記していただきたい。

最後に、概要版というものがつくられ、これが、各家庭に配布されるというふうに聞いておりますが、概要版とは何なのか、そして、そのねらいはどこにあるのか、すなわち概要版を配布することの意義、これについての考えを示していきたい。

以上が、「みんなすこやか厚岸21」についてであります。

以上の2点について、よろしく願い申し上げます。

町長。

10番、室崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

議長 町長 まず、住基ネットに関連しての1点目の住基ネットワークシステムに町がかけた費用と町民が受ける生活上の利益についてのご質問であります。平成13年度より関連する機器の導入等を進めており、14年度においてすべての導入が終わります。13年度における機器の借上料及びシステム導入委託料の額は、1,345万9,000円。14年度における機器の借上料及び委託料等で685万9,000円となっており、合わせて2,031万8,000円の費用がかかっております。

また、今後、15年度から18年度までの機器借上料及び委託料等の経費見積もりは、2,012万5,000円となっており、総額では、4,044万3,000円の予定であります。現在、行政機関へ申請、届出を行う場合には多くの手続で住民票の写し添付が求められておりますが、住基ネットワークシステムが稼働することによって、行政機関へ本人確認情報が提供され、恩給、共済年金、雇用保険の支給申請、現況届や各種

資格申請等法律で定められている93の事務において、住民票の写しの添付が省略可能となり、住民票の写しを取りに行ったり証明書を受けに行く負担や費用が軽くなります。

また、平成15年8月からは、住民基本台帳カードにより、引っ越しの際は転入時の1回だけで届け出が済み、手続の簡略化が可能となりますし、さらには、全国どここの市町村においても住民票の写しの交付を受けることができます。

次に、2点目の情報のセキュリティーについての問題と対応についてのご質問ですが、安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を持つファイアウォールを導入し、対応しておりますが、インターネットを含む、コンピューターシステムのセキュリティーについては、現段階で考えられる最善のセキュリティーを行っております。ファイアウォールやコミュニケーションサーバーのシステムやアンチウイルスソフトは常に情報を守るため、新たなる改良が行われるものであり、国からコミュニケーションサーバーに送付され導入いたしております。

また、町では、厚岸町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティー組織規定をはじめとする、管理規定等を策定し、個人情報の保護の徹底を図っています。

さらには、町として、でき得る防護対策として、終業時や業務終了後のコミュニケーションサーバーの電源の入り、切りを手動で行い、監視ができる体制で危険性の回避に努めております。

次に、3点目の、システムによる町民に何らかの被害が出たときとの質問ですが、住民基本台帳ネットワークシステムは、国、都道府県、市町村が連携協力して構築するシステムで、それぞれ、管理運営する区分が定められております。厚岸町から、個人情報が漏洩し、当該個人に具体的な損害が発生し、かつ厚岸町の情報管理体制に明らかに問題がある場合には、当然、管理責任が問われる可能性があるものと考えます。また、国からの個人情報の漏えい、あるいは、道からの個人情報の漏えいがあった場合は、それぞれの機関が管理責任を問われるものと考えます。

次に、4点目の、町民に不利益が発生の場合、切断もあり得る見解の質問ですが、具体的には、町、道、国のサーバーにおいて、住基ネットの目的外使用、個人情報の漏えい、改ざん、消去が明らかになったときセキュリティー会議を招集し、切断の判断を行います。なお、厚岸町個人情報保護条例に基づき、住基ネット

ワークシステム緊急時対応計画を作成し、不測の事態を想定した対応を進めております。

次に、5点目の、今回の住民票コードの配布に関するトラブルについてのご質問ですが、住民票コードの配付につきましては、圧着式はがきを配布記録つきで世帯主あてに4,519枚郵送いたしました。配布後、マスコミ等で圧着式はがきを透かして見れば、コード番号が透けて見えるとの報道が行われ、当町にも6件の問い合わせがありました。これらに対しましては、配達記録で送付しており、第三者に触れることはないので、情報の漏えいは妨げられる旨を説明し、ご理解をいただいたところでありますが、透かして見えることは不安や不信感にもつながることから、最新の注意を払わなかった町の対応は十分な配慮に欠けており、大変申しわけなく存じております。

また、住民票コード通知書の内容が不明確で、コード番号は要らないと言った場合はどうなるのかとの問い合わせも1件あり、住基ネットワークシステムの内容を説明の上、ご理解をいただくようお話をさせていただいたところであります。

次に、6点目の、このシステムの町としての評価のご質問ですが、デジタルネットワーク社会の急速な進展の中で、住民負担の軽減、サービスの向上、さらには国、地方を通じた行政の効率化や高度情報化の推進は、昨年以來 時代を迎えていると痛感せざるを得ません。しかし、セキュリティーの問題等を考えるとき、情報を集中すればするほど、その情報の管理については、大きなリスクを持つことになり、高度情報化時代が進む中で情報の一元管理は最も注意しなければならず、これらは社会形成をしていくためには、十分な国民のコンセンサスを得る必要があると考えます。

また、さまざまな個人情報がはらんしている中、これまでの情報保護の問題は、部分的な論議はされていても、国民全体での論議はなかったところであり、住基ネットワークシステムを契機に、国も包括的な個人情報保護の必要性を感じ、同時に国民も個人情報の置かれている現状や危険性等について、認識を新たにしたとも考えられ、その点では一定の評価ができるのではないかと考えております。

住基ネットワークの稼働により、町民にとってのメリットは、今後どの程度の利用頻度があるのか、さらには、制度及びセキュリティー等の熟度を見きわめた段階で、どの程度の利用が行われるのかが評価については、もう少し長い時間が必要で

あります。

続いて、「みんなすこやか厚岸21」についての、1点目の、町民がつくる健康なまちづくり計画「すこやか厚岸21」について、ヘルスプロモーションの理念に基づく施策の推進を挙げているが、ヘルスプロモーションとは何なのかとのご質問であります。1986年、昭和61年、11月、カナダで開催されましたWHO世界保健機構の国際会議で、いわゆるオタワ憲章が採択をされました。この憲章にヘルスプロモーションの定義、理念、方法等が記載されております。この解釈は人によって若干の相違はあるようですが、健康を自分自身でコントロールできるように住民一人一人の能力を高めること。そのために、個々人の努力のみにゆだねるのではなく、健康を支援する種々の環境を整備していくこと。この2本を柱として展開する公衆衛生戦略としています。これまでは、生活習慣病対策として、個々人の努力に力が置かれ、個人の責任のみに偏り過ぎていたという反省に立ち、法的支援の必要性が唱えられた結果として、このヘルスプロモーションが提案されました。健康は、病気の反対語としてとらえるのではなく、充実した日常生活を送り、自分の願いや希望をかなえるための資源と考え、この資源を保ち、つくるために町民の皆さんみずからが取り組み、これを支援していく社会環境づくりを構築していく中で町民の皆さんが変わっていく過程がヘルスプロモーションであるにとらえております。

次に、2点目の、この基本計画に基づき行われる施策は、多数かつ多岐にわたるが、具体的にどこからどのように進めようとしているのかとのご質問であります。町民の健康づくりを進めるに当たり、町民の健康を大きく阻害する問題点をこれまでのデータ及びアンケート調査などによって抽出し、重点目標を設定し、効果的な事業展開を図り、それらを評価していく方法を考えております。

具体的には、計画案第5表にあります「すこやか親子の推進」、「生活習慣改善の推進」、「疾病予防の推進」の中から、各1項目を町民の健康を大きく阻害する問題として洗い出し、優先課題として決定し、健康づくりの重点目標を定め、次に各地域の実情にあった問題解消計画を作成し、各地域、各職域、各種団体など、町民の皆さんが率先して参画できる計画とし、それを支援し評価していくものであります。

なお、計画案での重点項目といたしましては、「すこやか親子の推進」から、歯の健康を生活習慣改善の推進からはたばこを疾病予防の推進からは、塩分摂取量の

減量をそれぞれ重点目標として考えております。これらの重点目標の評価は、3年ごとに健康意識調査を行い、町民の健康状態や意識がどう変化していくかということをとらえる評価を行うものであります。

また、数値目標につきましては、毎年その状況を取りまとめ、町民や各種団体の方々に組織する厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会を初め、町民に公表していきたいと考えております。

3点目の、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての世代において障害のある人に対して、家族と専門職との連携によるケアマネジメントの援助を進めると宣言しているが、これは具体的にどのような体制をいつまで構築するのかとの質問であります。障害者に対するケアマネジメントと援助とは、自立とより充実した生活を達成するために、その必要とする支援をしようとするものであります。つまり、援助を必要とする利用者が保健、医療、福祉などのサービスを受けられるように調整することを目的に、作業を展開していくことを考えております。

現在、厚岸町は高齢者等ケア調整会議設置要綱に基づき在宅福祉ケアマネジメント専門部会により、本人や家族の要望を把握した上で、その調整を行ってきておりますが、障害者に対するケアプランを作成する人材が必要であり、今月上旬に障害者ケアマネージャー養成研修に介護支援専門員の資格を持つ保健師に参加をさせております。また、専門的情報収集や交換を行い、知識、技能を向上させるため、理学療法士、臨床心理士などの専門家によるネットワークの構築を行いたいと考えております。

また、精神障害者や難病の患者さんに対する在宅サービスについてもその対応を図るべく、社会福祉協議会は従事するホームヘルパー19人全員に15年度中に必要な講習が受講できるよう、その準備を進めておりますので、最後の調整をし、できるだけ早い時期に可能なサービスから提供していきたいと考えております。

次に、4点目の町民の健康づくりを推進するため、これを支える基盤としての政策、各部局、関係機関との連携が明記されている。これらを実現するために、この基本計画に基づいて、これから各部局においては具体的に、どのような施策を行うのか示されたい。なお、現在具体的に示されていないのであれば、それはいつまで明確になるのか、お示しをいただきたいとの質問であります。町民がつくる健康なまちづくり、「すこやか21」の健康づくりの基本柱は1つとして、健康づくりを支

える関係機関との連携と推進体制の確立という項目があります。これは、第4期厚岸町総合計画にありますまちづくり戦略プログラムの安心して暮らす心やさしい福祉社会を実践するとともに、永遠の課題である健康づくりを基本とする計画を策定するには、各関係部門、機関と密接な連携のもとで、取り組みを推進していくことが必要であるということでもあります。このことは、既に議会でもご指摘があったように、1課1係でできるのではなく、保健、福祉、医療機関などが相互に連携しあわなければなりません。計画案には、関係する各課はもとより、関係機関にも参画をいただいております。各部局における具体的な施策につきましては、現在取りまよめの作業中であり、調整作業を行って、近日中にお示しをすることができると考えております。

最後に、概要版が各家庭に配布されると聞かすが、その意義、ねらいについてのご質問であります。 「みんなすこやか厚岸21」は、その資料を含めると相当なページ数になっており、また、総花的でもあります。概要版では、町民みな一人一人が生涯を通じた健康づくりに主体的に取り組んでいただくために、ヘルスプロモーションの理念や厚岸町の特性を勘案した健康づくりのための重点項目と、その必要性や数値目標などを可能な限りわかりやすく紹介したものとして考えております。

いずれにいたしましても、トップダウンのものではなく、町民が参画してつくり上げた健康寿命を維持継続させるための啓発資料として、町内家庭に配布していただき、健康づくりに取り組んでいただくべく現在その作業を進めている次第であります。

以上でございます。

議 長

10番、室崎議員。

10番

疑問なんです、どちらも非常に大きな問題があったので、その点が多岐にわたって、そういう意味で、質問の方もちょっと小問が随分多くて、ご答弁しづらかったのではないかと思います、よろしく願いいたします。

それで、まず1問目からまいります、ただいまのご答弁を聞いていると、余り深入りしたくないという意思が非常に強く感じられるような部分が多々見受けられました。しかし、首長としてこの問題にいわば傍観しているわけにはいかないわけで、そういうことで多少踏み込んでお話をさせていただきますがよろしく願ひし

たい。また、今、私とそれからいろいろな担当者との間のやりとりは、決して国会議員と総務省の官僚とのやりとりはありませんから、厚岸町としての見解をお願いしたいもので、その旨よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、住基ネット制度を使うことによって、いろいろな利便性があるというふうには言うんですが、今の町長の答弁の中を聞いていると、国会での議論の生き写しのような気がしますね。全国どこからでも住民票が取れますよという話をしているんですが、具体的に厚岸町の町民が自分の住民を全国どこからでもとらなきゃならないような事案が考えられますか。

それから、転入、転出、2回が1回になる。これはもう総務省がありとあらゆるところでもって言うんですが、実は今だって1回でできるんです。そうでしょう。まず、転出届は厚岸町に出します。これが用紙ですが、そしてそこで転出証明書というのをもらいますね。私が今札幌に転出したとする。札幌に行って、札幌の市役所の何出張所かに行ったところにその転出証明書付きで、今度は転入用というのを出すんです。まず厚岸町で転出用を出して証明書ももらって出す。ところが、逆にやることもできるんです。厚岸に転出用の行かないで、私が札幌に行っちゃってから、厚岸町に郵送で出すことも現在可能なんです。そして、転出証明書を送ってもらって札幌で出すことも現状ではできるわけです。だから、必ず2回でなければならぬものが1回になるというのは実はまやかしですね。原則は2回です。しかし原則でない方法は認められているんです。ですから、しかも、この場合には、ICカードという特別なカードを持たなければなりません。これは自治体によってどうも値段が違ふようですが、これもお聞きしておきますが、厚岸町では幾ら出して買わなきゃならないんですか。高いところでは、2,000円近いそうですね。安いところでは、1,000円ぐらいだそうです。このICカードを持ってないときに、そして、具体的に厚岸町の町民が必要とするところで、どれだけの利便性があるか。この点についても説明をしていただきたいんです。

こういうふうに見てきますと、これからのメンテナンスを入れて、18年までで約4,000万円お金がかかっているわけです、この財政逼迫のときにですね。それによって、今、ご説明をいただいた程度の話にしか使えない制度というのは費用対効果ははなはだよろしくないですね。4,000万円もかけて何をやっているんだと言われる話になると思うんです。それで、既にこういうものを全国では何百億という金が

かかっているわけでしょう。厚岸町でさえ 4,000万円ですから。全国の自治体で言ったら都道府県も含めますから物すごいお金がかかっているわけです。それで、そんなふうにして構築したこのシステムをわずか住民票4項目を見るだけのそんなものに使うのはもったいないと、そういう動きが既にありますね。私が勝手に言っているんじゃないんです。これは既に本年7月23日の朝日新聞で、政府は限られた事務にしようとすると言っているが、実態はなし崩しに拡大しているんですよという、いろいろな話を持ってきています。

例えば、塩川財務大臣は、既に住民登録や年金の番号というものはいずれ早く統一しなきゃならんだろう、そうすれば、納税番号との推進を合わせていかなきゃならない。国会で言っているんですよ。だから衣の下から鎧が透けて見える。牛は10ケタ、人は11ケタという言葉が今ありますがね。もうとにかくつくってしまえ。このシステムをつくったらどンドンほかののに利用してしまえと。だけれどもだ、今それを口にはいけないよと、こういうようにとられ兼ねない話がどンドンできてきている。そういう中で今私は質問に立って厚岸町の考えを聞いているということをご理解いただきたいわけです。

それで、まず、問題となるのは、非常に皆さんが心配しているのは、情報のセキュリティの問題ですね。厚岸町としては万全の処置をとりますということは今町長おっしゃいました。また、厚岸町の職員のレベルから考えて、私はそれは十分可能だと思っております。現在、いろいろなところで報道されていますと、住民票コードの番号の頭にゼロがついているときは要らないものだと思ってそれを全部省いて配ってしまって大あわてをしている町なんていうのが出てきているんです。これは恐らく印刷屋さんが文字であらわさないで数値式でもって番号を入れてしまったと、コンピューターに。だから頭にゼロがつくと、それは自動的に省いてしまいますよね。「1」というのと「01」というのと同じですから。そういうようなことを、それでまた、いいんだと思って配ってしまうような大変言葉は悪いがすつとんきょうなことをやっている程度の知識の自治体がたくさんあるんです。それに比べると、比べると、そんなものと比べるとというのが大変失礼なんです。厚岸町の職員の場合には、この情報のセキュリティというのがいかに大事なことで、下手の者がついたら大変恐ろしいものだというのがよく知っていますよね。ですから、管理体制については非常にきちんとしていると思うんです。そのあたりこういうふういきち

んとやっているというのをもう一度説明していただきたいのです。

そこで、厚岸町が幾らきちんとしなくてもって話に入るわけです。

ほかでどういうことをやっているかということなんです。これは、このごろどんなことをやっているかというのがあっちこっちでいろいろな住基ネットに関連して本来きちんと管理していなければならない住民情報がどんなずさんな扱い方をされているかというのは道内、道外を問わず、どんどん出てきましたね。近くは、厚岸の近くの道東のある大きな町でも、だれがいわゆる戸籍や住民票をのぞいたのかもさっぱりわからないような状態。すなわちIDカードはあるんですけども、それは常時差し込まれた状態になっていて、そして、いわゆる臨時職員までが常時ぼんぼんとキーボードを押せば出てくるわけですから、そういう状態でのぞいていたというようなことが新聞に報道されている町があったり、あるいは、ある業者が、今回の住基ネットに関して町で問題点を洗い出したんでしょう。IDカードを差し込んでも一定時間になると切れてしまうようなシステムにしてくれと言って、すぐやったんだって。現場から猛烈な不満ができた。不便で不便でしょうがない。そうすると、そこはみんな差しっぱなしにしてあったということですね。1回やって切るんだったら時間のそんなものは何も関係ないわけです。そういうことをやっている。そういう町があっちこちにあるわけです。

そして、これは日弁連の調査ですが、「コンピューターに詳しい人があなたの役場の中に、役所の中にいますか」という問いに対して「おります」と言ったのは16%しかないんです。ですから、今、新聞なんかで一番言っているのは、悪意のある人がアタックしてきたときがおっかないと言っているんですが、実はそうじゃないですね。いわゆるコンピューター音痴と言われる人たち、何もわからない人たちが、何にも問題ないんだと思って実にいい加減なことをして、ずさんな管理をしてしまったときが一番恐ろしい。そういうことが、この住基ネットでつながれると、厚岸町の住民の情報がどこかでそういう扱いをされるかもしれない。そのことについて厚岸町としてはどういう考えを持っていますかということをお聞きしているんです。

それから、もう一つ恐ろしい問題がございます。

それは、霞が関WANというものがあるんです。「WAN」、これは、ちょっと私英語は弱いからやめますが、LANというのがローカルエリアネットワークですか、それに対してその幾つも重なった大きいのがWANというわけです。そのの

最大が今のインターネットになるんでしょうけれども。この震が関WANというのは、各省庁のものが全部つながっています。そして、それは自治体とつながっています。学校やそういうものともつながっています。これと住基ネットがそういう自治体ではつなげているところが結構あるんです。これどういうことなんですか。つなげちゃいけないんですよ。だけれども現につながっているという報道もあるいはそういうことを言う専門家が結構いるんです。恐ろしい話ですね。

それから、ひどい話がありまして、これは四日市市で出てきたんですが、職員が話題の人の素性を見たくて見ていた。それがばれた。それから、戸籍係のところ、警察官が常時座っていじっていた。こういう話が報道されたりしております。ですから、厚岸町のような町では、考えられないようなことがやはり日本は広いんですよ、あるわけです。

それと、もう一つ、先ほどちょっと聞き漏らしたんですが、厚岸町はこのセキュリティーの関係で、24時間接続はしないんですね。しかし、執務中のいわゆる常時接続は行うわけですね。その点危険性はないというふうに判断できますか。

次に、国の対応なんです。

国は、住基ネット法というような言い方をマスコミがしますが、正しくは住民基本台帳法ですね。この住民基本台帳法の変更ということを行うときに、改正を行うときに、当時の小渕総理が国会で答弁をしております。そこでは、個人情報法に万全を期すと、これは3回の機会に、3回言っているそうです。ところが、この答弁は現在無視されています。国の言い方はちゃんと論理が通っております。あれは、政治家としての決意の表明に過ぎない。総理の答弁は、政府はと言っており、国はと言っていない。だから政府としては国会に法案を提出したと、その後は国会の責任であって、政府の方がとやかく言われる筋はないと。これを日本語で詭弁と言うわけです。総理大臣の答弁がこのようなことでほごにされるのであるならば、あらゆる答弁は信じられなくなってしまいます。

現在、小泉改革がどこまで進んでいるかというような検証をいろいろなところでやっていますけれども、小泉さんは、その改革案は投げかけているわけですね。投げかけたら、あとはそっちの話だということが言えるのであれば、小泉さんは100%改革をしてしまったとも言えるわけです。そうではないですね。

それから、国としては自治体の監査を行うということを言っています。しかしこ

れも専門家のいろいろな資料を見ますと、セキュリティー監査の人材というのは極端に少ないんです。1団体1公共団体を1日で見るとして、現在のセキュリティー監査のできる技術者を総動員しても160日かかる、こういう計算が出ています。

それから、国が情報の横流しをやっているわけです。

これは、防衛庁の問題で大きく問題になりました。そして、総務省が各省庁の監査を行ったわけです。監査というか調査を行ったんです。その結果、ぼろぼろぼろ出てきます。

例えば、情報公開法に基づいて情報公開請求をすると、その人間のリストをつかって、それをざあっと各課に横流しをするんです。そういうことが平気で行われている。だから、今、総務大臣は大いに力んでテーブルをたたいて、絶対に大丈夫なんだと言っているけど国民は信用しないんです。だって今現に今月も先月もそんなニュースがぼんぼんぼんぼん流れているわけです。そういう点について、厚岸町としてはどう評価していますか。

それから、もう一つあります。

このいわば元締めといいますか、何という言葉で言ったらいいのか、私もわからないんだけど、サーバーと言うんでしょうかね。その一番中心にある機械を持っていて、全国のネットワークの中心にある、これを地方自治情報センターというふうにいうんだそうですが、これは民間団体なんですね。そして、この地方自治情報センターのサーバーは、震が関WANに接続されているそうです。地方自治情報センターからコンピューターを接続して提供を受けた場合には、これは日本弁護士連合会の意見書の中にあるんですが、現在の行政機関の保有する個人情報保護法では規制ができないと言っております。そうすると、この地方自治情報センターのサーバーを各行政機関がのぞくことはご自由なんです。そのあたりはどういうふうに調査していますか。

次に、コンピューターセキュリティーの問題に入ります。

先ほどもICカードという言葉が出てきました。ICというのは、集積回路という意味です。今から20年ぐらい前のパソコンと同じ能力を持ったいわばパソコンが小型化されて、カードの中に組み込まれているというのが現在のICカードなんです。ですから、カードというふうに言いますと、私たちは情報間の電磁カード程度のものを考えるわけですが、そうではなくて、あれは小さなコンピューターなんで

す。そして、それはどういう仕掛けになっているかというのを我々の目でわかりやすく言いますと、JR東日本が現在 Suica というシステムをつくっています。これは、そういう非接触型の IC カードで改札を通りますと、瞬時にして、その人が現在通れるかどうかと、お金がちゃんと払ってあるかどうか分かるわけです。そして、瞬時にしてそこから出たときに通った間の電車賃がそのカードの中から差し引かれる、内容が書きかえられるんです。それがこの Suica です。これは、現在住基ネット で使われる IC カードよりは 大分能力が落ちるそうです。

それから、携帯電話で、今、自動販売機から物を買ったり、いろいろな申し込みができるんだそうです。シーモ というシステム だ そうです。このシーモ というシステムは便利だけれども恐ろしいよ という話が今随分 専門家に言われています。民間企業はこれを利用して、私 が その携帯電話でいろいろな便利ですからやると、その後を全部取っているわけです。そうすると、私 が 何月何日、どこそこのところで何というジュースを何本買って飲んだかが全部企業の方に情報集積として入っているわけです。そして、一人一人のデータバンク というものを企業はつくっていくんです。非常に恐ろしいんです、考えようによっては、これと現在の住基ネット のようなシステムがどこかでリンクしないかという恐ろしさ、これはやはり考えるべきではないかということです。

それから、先ほども現状で考えられる最善のセキュリティーシステムをとっておりますと断言なさっておりましたが、そういう話はそれはと総務省が言っているんですぐらいにしておいた方がよろしいと思いますね。あのオペレーションシステム、OS は ウィンドウズ なんです。現在世界で、国家のこういう基幹部分に ウィンドウズ を使っている、アメリカ以外の国というのはほとんどないんだそうです。アメリカもどうだかわかりませんよ、人には使え使えと言いますけれども。現在、専門家の中で、ウィンドウズ をそういうものに使っていると 言っただけで笑われるそうです。世界の笑い者だとまで言われています。ウィンドウズ というのは、2 週間に一遍ずつぐらいの割合で、アタックされた内容で破られてしまったから、ここんところを直しますという情報がぼんぼん出てくるんです。それぐらい、いわゆるアタック というのはこの場合攻撃なんです。いわゆるサイバー攻撃なんです、それに対して弱いんです。なぜ弱いかというと、一企業の内容で人に見せないものですから、大事なそういう部分が全部ブラックボックスになっていまして、世界中の専門

家が修正することができないんです。ユニックスですとか、いろいろな今のリナックス系ですとか、そういうほかのOSは公開されていますんで、いろいろな人たちがそこんところに知恵を入れて完璧なものをつくっていくことができるんですがウィンドウズはそれができない。それをあえて日本では採用したんです。これはかつての学校にコンピューターを入れようとしたときに、トロンという国産のOSを使おうとしたら、米総務省にかかって猛烈な圧をかけられて、それをやろうとした人たちがつぶされてそしてウィンドウズが入ったというような経緯を見ても、それからまたこのごろのセキュリティのためのかぎと言われるコンピューターのシステムがあるんだそうですが、それを政府が一元化して全部おさえるというアメリカの動きを見ても、これにはアメリカの関与を感じるんじゃないかというふうに思います。

そういうときに、今ご答弁の中で、ファイアウォールがあるから万全だという言い方をしているんだけど、そんなことが言えますか。やはりそのあたりは厚岸町としてどう考えているのかというのをきちんと踏まえていただきたい。

それで、3番目に入りますが、このシステムに何らかの被害が出たとき町は責任を負わないで済むのかということをお聞きしました。これは、厚岸町にとっては、非常に大きな問題です。

それについては、総務省はこういうふうに言っているんです。住民基本台帳法でつながなきゃならない義務があるから選択の余地がない。それが前提です。だから、厚岸町の町内においての秘密ろうせつ、秘密漏えいがあったときには、厚岸町の責任だけでも、他の団体で、国を初めとして、起きた事故については厚岸町は何ら責任がないよと、そういうふうに言っているわけです。ただ、それが私は厚岸町の場合には適用できないと思っております。

何となれば、4問目でもう少し詳しく言いますが、厚岸町は場合によっては切断することもあり得るという宣言をしたわけです。これは、明らかにこの住民基本台帳法、住基ネット法の思想に反します。総務省の住民基本台帳法の考え方は、何月何日に施行すると言ったときに、つながないでおこうとする自由はないと言っています。もちろん切断する自由もありません。したがって、厚岸町は、そうではなくて、総務省の考えに従わないで独自の判断で行うんだということを宣言したわけです。そうしますと、今回つないだということも厚岸町の判断において、選択の自由がある中でつないだというふうに受け取らざるを得ない。その中で何か起き

たとき、これだけいろいろな危惧を持っているものにつないだものとしての法的責任が全くないと言えるのかどうか。その点について明確にお答えいただきたい。

次に、不利益発生の事態があった場合には切断もあり得るというふうにはっきりと新聞に大きく出ました。私は、これは前に町長にお会いしたときに、私はこのことをきちんと言った厚岸町、並びに町長の態度というものに対して大きく拍手を送るという意味のことを申し上げました。私は今でもそれは変わりません。

矢祭町を初めとして、近くは東京の中野区、つながないと、あるいは一たんつないだんだけれども切ってしまった、というところが出ていますね。こういうのに対して、総務省はそれは法律違反だというふうに言っています。ただし、これは自治事務ですから、代執行はできませんよね。ですから、十分に話し合っ、説得していきたいとしか言えないわけです。

この点については、総務省の考え方にはおかしいんじゃないかということを、日本弁護士連合会情報問題対策委員会の副委員長である弁護士の清水という方が、「私の視点」ということでわかりやすく、7月31日に朝日新聞に大きく書いています。

それはどういうことかと言いますと、総務省は、この住民基本台帳法の今回の改正附則の1条の1、これを重視しています。1条1項です。ここでは、公布の日から3年を超えない期間内で、政令で定める日に施行するとはっきり書いてあるわけだから施行したんだからやらなきゃならないよというふうに言っているんです。ところが、それに対して、この日弁連では、同法附則1条2項では、この法律の施行に当たっては政府は個人情報保護に万全を期するため、速やかに所要の措置を講ずるものとするということを次の項でうたっているわけです。このどちらを重視するかによって、態度は変わると。それで、自分の自治体の住民の個人情報の保護に万全を期するということがこの法律から伺われる趣旨であると考えれば、切断することも、あるいは最初からつながないことも決して違反ではないというふうに日本弁護士連合会では裏づけをしております。厚岸町としてはどう考えますか。

それで、次に、今つないでいるわけですね。その上で不利益発生があったという場合、その不利益発生というのは何かというと、やはりこれは違法な形で個人の情報が流れたということではないかと思うんですが、この発生があった場合というのは具体的にどういうことかということについてお聞きします。

他の町で、同様の事態が発生し、恐らく厚岸町でも流れているのではないかというところが高度の蓋然性をもって予測されるような場合は、これに当たりますか。

次に、町民からどうも流れているようだという疑いありという通告があった場合は、これに当たりますか。

また、新聞やテレビ、そういうところでのニュースで、厚岸町の室崎の個人情報が出ているという報道があったときはいかがでしょうか。

あるいは、国ないし自治体、その他警察等の公的機関により確認された場合でなければだめでしょうか。

また、判決によって、事実が確認された場合でなければこの不利益発生の場合に当たらないということになるのでしょうか。

大体、高度の蓋然性から始まって、ここまで、特にだんだんと蓋然性が高くなっているように並べたつもりではありますが、どこで厚岸町は町民不利益発生の場合と認定しようと考えているのか。この点についてもお聞かせをいただきたい。

次に、厚岸町、阿寒町、釧路市など、管内4カ市と町で、透けて見えるということがありました。私のところにも来たこれです。私まだあけていません、あけなくても見えますから。それで、これについて、今、お聞きしていますと、配達証明がついているからいいんじゃないかというようにも取れるような答弁があったんですが、それは真意ではないでしょう。そのようにとるとそれはねじ曲げた取り方ですよ。やはり、もしそうであるならば普通葉書でいいわけですよ。何のためにこういう圧着式という高い物を使って、そして送ったのか。やはり、住民票コードというこの番号については厳重に本人の手で確認するところまで他人の目に触れさせたくないというふうに考えたからではないかと思うのです。そうすると、配達証明があったからいいよという話にはなりませんよね。そのあたり、町民に対して町の考えを誤解なく伝える意味で、もう一度詳しくご説明をいただきたい。

それから、これは余談ではありますが、厚岸町も世帯ごとに送っていますね。これは住民票による世帯によって送ったんだと思うんです。ところが、現実には世帯が住民票と違う形になっている生活を送っている人がときどきあるわけです。そういうところに、世帯ごとでこういうものがぽんと送られたことによって、いろいろな波風が立っているという報道が各所であるんですが、厚岸町ではそのようなことはなかったわけですか。その点についてお聞かせいただきたいんです。

それから、これは個人的な話で申しわけないんですが、私のところに来るお客さんでいろいろこの住基ネットに興味があるというか、関心があるというか、随分私に質問をぶつけてきた方がいらっしやいました。私は、いろいろ説明したときに、例えば、新聞報道でへんてこな扱いをしているなんていうのがどんどん出てきますと、厚岸町はそういうことはない。厚岸町の場合には、最新の注意をはらってやっているから、よそでどうのこうのというのまでは手が届かないけれども、せめて自分の守備範囲はきちんとしているよということをかんで含めるように言っていました。そこで透けて見える話が出ました。私は、前えらい怒られたわけです。「お前いいことをばっかり言っているけれども、そんなことないじゃないか」と言われたんです。大分言われましたんで、私もちょっとかっか来まして、「こんなぺいぺい議員に何て言ったってしょうがないだろうと、あんたの方でそこまで言うんなら、役場の方に直接言ってくれ」と突っ放したんです。そうしたらこの人は言いました。「そんな恐ろしいことはできるか、背番号をつけられて、その備考欄にいろいろ書き込まれるんだろう。俺が役場の窓口なんかに行って言ったら、こいつは何かあるというすぐ問題を起こしてどなり込むやつだから気をつけろと書き込まれるんだろう、そんな恐ろしいことができるか」と、そういうふう言われたんです。これがまさに 4,000万円かけて、こういうシステムをつくらされて、その結果住民に与える印象になるわけです。これは大変な問題だと思うんです。そういうことについて、どういうふうにお考えか。

なお、こういう話をすると、よくあるのは、今後一層行政に精進し、住民の信頼を得ようと思うというような売れない定食弁当のメニューみたいな話で終わることが多いんですが、そうではなくて、やはり今までのずっと論議やいろいろな情報を踏んだ上で、どうするかということをお聞きしているわけです。

そして、最後なんです、成注という言葉がありますね。成り行きに注目します。どこかの放送局の自治解説というのは全部最後これで終わるといふ笑い話があるようですが、今のお話を聞いていると、そういう評論家の成注のように聞こえるんです。この制度をどういふふうの評価するかと言っているその答弁が。情報の集中、一元管理、こういうものは便利ではあるけれども危険だ。だから、国民のコンセンサスや議論が必要なものである。それなのにそんなことをやらないで、強行したと考えているといふのかと思ったら、今回これを契機にそういう問題点が浮き彫りに

なっていくんだからこの制度は一定の評価ができると思われる。今後どういうふう
に推移していくかよく見ていきたい。これは、当事者の発言ではありませんね。私
が聞いているのはそんなことではなくて、国家による情報の一元管理、それに基づ
いて情報効率を高め、行政サービスの向上を図ると、これがIT革命とか電子国家
とか言われる理念だと思うんです。その社会の実現ということが厚岸町の町民に幸
せをもたらす大変いいものだと思えるかと、そのことをお聞きしているんです。
その点についてきちんとお答えをいただきたい、それが1問目であります。

時間も食っているので、2問目、簡単に行きますから議長よろしく。

2問目については、ヘルスプロモーションとは何ですかというお話を聞きました。
ヘルスプロモーションについて何とかという会議でこんなことがあったというよう
な難しいお話がありましたが、簡単に言えば、今、テレビのコマーシャルで流れて
いますね。寝たきりの健康と、ですから、ヘルスプロモーションのヘルスというの
をどういうふうにするかがまずポイントでしょう。そうすると、後半におっしゃ
っていたんだけど、私も似たような文章をどこかから引っ張ってきたんですが、
健康は病気の反対語ではない。病気は障害があっても充実した日常生活を送り得る
こと、これが健康なんだ。そして、ヘルスプロモーションというのは、そのような
自分をつくるためにみずから管理し、変革していく、いこうとすること。その過程
であると、そういうふうに言っていますね。そうすると、そういうふうに必要な町
民が思っ、やってもらうように仕掛けていくのが、そして支援していくのがこれ
が厚岸町の行うヘルスプロモーションでしょう。主体は町民です。その観点から、
次の話に入るんですが、お聞きしておりましたら、歯とたばこと塩、ここから手
をつけていくというお話でしたね。どういうふうに展開するんですか。ヘルスプロモ
ーションの展開として、どういうふうに展開するんですか。そのお話が何も無い。
お聞かせいただきたいと思います。

次に、3番目が私は非常に大きな問題だと思って期待して聞いていたんですが、
全然出てこなかったですね。出てきたのは、今、措置から支援になりますね、障害
者に関して。それで、いろいろなことをやらなきゃなりません。これは国のやり方
が非常によくないと私は思っておりますよ。ですから現場は大混乱、大変だと思
います。その中で、とにかく国は何も指針も何も示さないで、期限だけ切っはいい
やいなさいというやり方ですから、大変だと思うんですけれども、厚岸町は、その中

で、現在の措置のレベルを落として支援にすることはしたくないというわけであるやっぺららっしやる。それはよくわかった。その個々の話を今ここに挙げられても、それはノーマライゼーションの理念に基づいてすべての世代において障害のある人に対して家族と専門職の連携によるケアマネジメントの援助を進めるということの説明には何一つなっていないですね。そんなことがここに書いているのではないでしょう。ケアマネジメントの体制と言っているんですよ。

もう一度お聞きします。子供がおぎゃあと生まれる前から、お母さんのお腹の中にいるときから、人生を終えて棺桶に足を突っ込むまで、その一連の人生を通して、ケアマネジメントをどういうふうに行っていくかという体制をきちんと構築するということの宣言だと私は受け取らせていただいているんですが、あれはそうではなかったんですか。その中で、どういう体制をつくるんだということを知っているわけですか。何か、今のお話を聞いていると、書いていることと言っていることが何か平仄が合わないんですよ。もう一度お願いします。

それから、4番目については、近日中に発表いたしますと、こういうことでございますね。現在、鋭意調整中ですよと、そういうことなんですよ。これももちろんヘルスプロモーションの理念に基づいて各課がどういうふう動くかということが明確になるものを出していただきたいということですので、その点をお願いしておきます。なお、近日中という言葉は非常に幅が広うございまして、お店屋さんの前で、旗がいつまでたってもばたばたばたばたいていて、すっかりすり切れてきているのでよく見たら、近日開店と書いてあったという笑い話もありますが、そのような近日中ではないですよ。もうちょっと具体的にいつまでという期限をしてお答えいただきたい。

最後に、概要版なんですけど、ヘルスプロモーションの理念に基づいて町民にそういう仕掛けとしての効果のあるものを配布しますと、先ほど町長の答弁でおっしゃったように、私は伺いましたが、それで間違いありませんね。

厚文に示された概要版の案では、そのような意図は毛ほども見られませんでした。あれはそのときにも申し上げたが、日本図書目録を頭から読まされているような内容でございました。目次版でした。そうではなくて、ははあ、なるほどこういうことが大事なのかと、じゃあきょうからこうしなきゃならないなという気を起こさせ、そして、そのような展開をしていくための第一歩としての概要版であると、そ

ういうふうに胸を張って言えるものを配布していただけると期待してよろしゅうございますね。この点を確認しておきます。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議 長 町長。

町 長 まことに申しわけありませんけれども、答弁調整のために若干時間をお貸し願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、3時の休憩をいたします。開会は3時半。 休憩時刻 14時37分

議 長 本会議を再開いたします。 再開時刻 15時30分

10番、室崎議員の2回目の答弁を行います。

町民課長。

町民課長 私の方からは、住民票コードにおけるカードの問題と、これらのコード番号の配の配布のトラブルについてお答えを申し上げます。

カードの問題でありますけれども、ご質問のとおり、来年の8月から希望者に交付をするということになっていまして、このカードによりましては、ご質問にありましたように、全国どこからでも住民票がとれると、あるいは転入の手続の際の窓口に出向くのが省略されると、しかしながら、これらの問題についてどのくらいの利便性があるのかというご質問がありましたけれども、やはり私自身も町民の皆さん方も全国どこからでもとれるというのについては本当にこれが利便性なのかと問われたら、まさしくそのとおりだというふうには言わざるを得ないと思います。

また、転入の際も、私どもとしましては、ご質問で詳しくありましたので、多くは申し上げませんが、原則2度、出る町村と入る町村、特に出る場所はなりすまし転出の問題もありますから、ご本人またはその代理の方に来ていただいて、間違いなく転出するのかということで、転出証明にご本人の場合はそのままですが、代理の方については署名と印鑑をもらって転出証明を出す。こういうことが原則的でありますけれども、ご質問のとおり、郵送でもできるわけありますから、この利用についても、どの程度利用されるのかなというふうには感じています。

もう一方の住民基本ネットワークは、町長からのお答えも申しあげましたけれども、現在国の方では、現況届の提出をこの93事務において500万件、あるいは申請時に添付する住民票の写しについても500万件程度の見込みがあるだろうというふ

うに国の方では見込んでおりました、これらについては厚岸の町民の方もそのパーセンテージは、具体的にはわかりませんが、これらの利用ができて利便性が図られるのではないのかなというふうに思っています。

そのカードの問題でありますけれども、今現在私どもが聞いておりますのは、このカードは、原価で1,000円程度だという話であります。私どももこの原価程度はいただかなくてはいけないのかなというふうには考えていますけれども、これはあくまでも私ども現場の考え方でありまして、これは来年の8月に向かってさらに庁内での協議もしてまいりたいと思っておりますし、同時にこのことが決定されれば、議会の中で手数料条例の一部改正もしなければならない。そんなふう考えておるところでございます。

次に、コード番号のトラブルでございますけれども、ご質問のとおり、大変これらの問題については、地域の皆さん方に不安や不信感をお与えした、そのことについてお詫びをしなければなりません。私どもの考え方と町民の皆さん方には当然大きな考え方の開きがあるというふうに思っております、私どもは国からこの番号は単に個人情報を検索するために速やかに正確にやるための見出しだと、インデックスだというふうには聞いていますけれども、しかしながら町民の皆さん方にはご質問がありましたように、11けたの番号をつけられて管理される。これは大変なことだというふうに思っていますから、そういう意味では、この取り扱いが非常に不十分だというふうに今深く反省をしているところでありまして、なお、この問い合わせの電話の中でもお話しをさせていただいておりますけれども、やはりこのコード番号は自由に変えることができますので、その番号を変える際は、理由は私どもは聞くことはできませんので、とにかくこの番号を変えてくれということでもう十分いつでも変更になりますので、そういう点についてもご利用いただいたり、ご理解をいただいているところでございます。これらのご質問について大変高いレベルのご質問がありまして、私どもの段階では、こういった一部法律の解釈のものもありまして、的確にご質問者にお答えできない。ある意味では、冒頭申し上げられておりましたように、総務省に成りかわって答弁をせざるを得ないというところもありますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長

総務課長。

総務課長

私の方からは、まず初めに、セキュリティ関係についてご答弁させていただきたいと思いますが、この住民基本台帳ネットワークシステムを進めるに当たりまして、ネットワークの管理規定を4本ほどつくらせていただいております。これは、管理規定があるからそれで万全だというふうに我々は決して思っておりません。

まず一つは、ネットワークのセキュリティー組織規程と申しまして、これもセキュリティーの総括、システム管理者、さらにはセキュリティー責任者、セキュリティー会議等を位置づけておりまして、総括責任者が助役をもって充てまして、システムの管理といたしましては私になってございます。さらに、運用を進めますセキュリティー責任者については、町民課長をもって充てるということで、この組織をまずつくり上げ、セキュリティー会議において物事を進めていくということにしております。ただ、当然これらをもうコンピューターを扱うレベルの問題もございしますので、その中には当然セキュリティーの遵守関係の確認等もございすけれども、教育研修だとか、監査の実施等も含めて、この規程の中で位置づけさせていただいております。

それと、もう一つは、ネットワークシステムのアクセスの管理も、これも重要なこととございまして、アクセス管理につきましては、スタートいたしまして7年間にさかのぼって解析できるように、実は現時点ではわからなくても後で問題になる時点もございすので、それも含めて、アクセス管理をきちんとしていくということを進めてございます。当然、このアクセスを実施する職員につきましては、私ども含めて、アクセスする番号すらわかりませんし、課長でもこの担当者の番号を含めて、わかっているシステムになってございせんので、それについては、職員のモラルが問われます。行っている職員のモラルが問われますけれども、その方しかわからないアクセス方法で物事を進めているということをひとつご理解を願いたいと思います。

それと、ネットワークシステムのサーバー機がございす。入退室の管理規程をつくらせていただきました。実は、あの中にはインターネットも含めて行われるというんですか、出入り自由になっていたわけでございすけれども、これにつきましては、8月5日を起点といたしまして重要なサーバー機を置くということがありますので、その入退室を含めてきちんとした管理体制をつくらせていただいております。その中で、レベル3といたしまして、情報の保管室、さらにレベル2といたし

まして、サーバーネットの設置の場所、端末もございますのでレベル1が端末の場所ということですので、そこも端末のある場所につきましても、職員を含めて、うちはオープンスペースでございますので、囲うわけではございませんけれども、そこに出入りのできないような形の立て札を立てて、進めている内容になってございますので、これについてもご理解を願いたいと思います。

それと、当然このネットワークシステムの情報資産管理規程も次につくってございまして、これら住民カードの管理責任を含めて、さらには、それらの所在も含めて明確にしている内容でございます。

それと、規程といたしましては4本でございますけれども、緊急対応計画と申しまして、ネットワークの緊急対応に対する計画書をつくってございます。これにつきましては、これも1つのランク、4分割にさせていただいております。先ほど町長からご答弁申し上げました道のサーバーなり、指定情報機関サーバーが住基ネット目的外使用、漏えい、改ざん、消去等があったのが明白になったときには切断するよというふうな計画になってございます。

これはどの時点なのかと、一番最後の質問の方を先にお話させていただきますけれども、基本的には、当然こういう問題が起きるときにはマスコミニュースの報道が我々あるかというふうに思います。ただ、この内容にもよるかというふうに思います。この段階で確認作業をさせていただいて、明確な場合については、その段階で、当然切断をしていくという考え方を持ってこの計画をつくってございます。ただ、先ほど質問者おっしゃいましたとおり、国、公的機関が確認した場合には、当然、これはその段階での切断ということに相なりますけれども、その前段におけるニュース、報道機関等の内容のいかんによって、セキュリティー会議を含めて理事者判断を仰いでいきたいなというふうに思っております。

それと、後先になって大変申しわけございませんけれども、もう一つは、他町村とのアクセス、縦軸のアクセスと横軸のアクセスがこれから生まれてまいります。今は生まれておりません。そういう中で、当然住民票のやりとりということになりますね。横からのこうデータのやりとりになってまいります。そこの我々が心配するのは、市町村を含めて熟度の問題、先ほど質問者おっしゃいましたとおり、あるかというふうに思います。ですから、これには非常に注意をしなければならないというふうに思っております。アクセス記録等を含めて、サーバー機等の、これは

サーバー機があったからといってアクセスがあることのわからない職員がいたら何ともなりませんので、熟度のある職員を配置をしていきたい。ただ、先ほど24時間についてのサーバーのコミュニケーションサーバーなんですけれども、切断はできません。24時間やるということはしませんけれども、ただ、業務時間中につきましては、これは動かしていかざるを得ない。これからの、今の時点では横軸の動きがございませんから、そういう動きはしなくてもいいんですけれども、それも含めてやっていかなければいけないだろうというふうに、やっていかなければなりません。ですから、それらの、当然、担当端末の部分、それとサーバ機の部分、サーバ機については常時張りついていけばよろしいんですけれども、そういう状況にも相ならない状況であります。ただ、定期的にサーバ機についての確認作業を行っていく。夜間についてはつながない、ということ、このシステムをやっていきたいというふうに思いますそれで大丈夫なのかというご質問もあろうかと思えますけれども、私どもとしては大丈夫だと言い切れる、100%大丈夫だと言い切れるものは申しわけございませんけれどもこのシステム、コンピューターという人間が動かし、機械が動いていくわけですので、自動的に動いていくこともありますけれども、そういうことも含めて、完全なものは、正直申し上げましてないというふうに判断しております。ただ、先ほど町長がセキュリティー、現段階で考えられる最善、今、私どもが考えられる、国もそうなんですけれども、その中のセキュリティーの最善というご理解でお話をしたつもりでございまして、我々は、完全化というものは、このコンピューターにないというふうに認識しておりますので、その線、その部分につきましては、常に不正アクセスを心配しながら、注意をしてこのシステムを個人データを含めて守っていきたいというふうに考えております。

それと、切断の判断の部分で、厚岸町が判断したんだから、住基については法に基づく選択の余地がないのに厚岸は判断したんだから、その判断したことに対しての国、道に対する責任は問えないのではないかという質問だったというふうに思いますけれども、住基についての法による切断の余地がないのに、町が判断をしたんだから、それらのこういう問題点の責任の所在をそちらに求めることができるのかというふうに認識ちょっとしていただけてございますけれども、基本的には、私ども住基については法に基づきつないでいる。その中のこの事務は自治事務の法定受託事務というふうに私ども認識してございますけれども、この運用開始をしたとい

うことを含めて、この住基法の中で運用開始をしないということの理屈にはならないだろうというふうに思っております。ただ、この運用が国が万全な体側を行わない場合の責任について、があるとすれば、これは私どものネットを切断するという行為は、これはできるというふうな考え方をしております。ただ、これも私ども、実は国の方に問い合わせたわけでございますけれども、あくまでこれは国の見解でございますけれども、この情報の漏えいの発生、もしくは発生のおそれのあるときの場合は、市町村からネットワークの切断することはできるのかということを含めて、国は今、個人情報の保護法の未整備中であるという観点からして、不正行為により本人の確認情報のおそれのあるときにつきましては、システムを停止することができるというふうなことを含めて、答えをいただいておりますので、これはその切断に当たりまして、当然道だとか、指定情報機関との密接な連携をとっていかねばいけませんけれども、そういう判断の中で、当然厚岸町は個人情報保護条例も持っておりますし、その中の緊急対応計画書で定めておりますので、我々としては、これについては、でき得るということで、今まで、住基ネットスタートをした段階に厚岸の判断としてお話をさせていただいている内容であります。

それと、最後の質問でございますけれども、要するに町民のために、何というか、IT社会の進行に伴います状況の評価というふうなことを質問がありましたけれども、非常に難しい問題なのかなというふうに思っております。ただ、コンピューターというのは一元化を含めて進んでいるわけでございますけれども、利便性の裏腹にその、データについては保護という裏腹の問題があるのかな。守っていかねばいけない。便利なかわりにそれで失われていくものもまた気をつけなければいけない時代であるというふうに思いますけれども、ただ、こういう町の中で潤いと豊かな生活を維持していくためにこのIT社会がどう進化していくのか、非常に我々も含めてどうついていかなきゃいけないかということも含めて考えなきゃならないことなのかな。この町にそのことを望んでいる町民が何人いるかということになりますと非常に今現在における状況としては難しいものがあるのかなというふうに思います。ただ、こういう社会ですから、いずれにしても前段でお話しました霞が関WANの関係もございまして、住基ネットの次に来るのが今情報と私たち持っているのが総合行政ネットワークというふうに聞いております。ただ、これも既に試験段階に入っておりますし、厚岸町は、この総合行政ネットワークにつきましては、

基本的には市内LANと結ぶという理屈なんですけれども、これはそういうことは行わないということで、今のところ答えておまして、要するに単体のネットワークとして、今結んで実験をしている最中でありまして。いずれにいたしましても、いろいろな形の情報が一元化の方向に動いていることは否めない事実でございますけれども、それらを含めて町として、国の施策に乗りながらも、町づくりとしての町民のいろいろな財産データをどうしていくかということをやっぱりこれから考えていかなければならないことになっていくというふうに、答えになったかどうかわかりませんが考えます。

答弁漏れがありましたら申しわけありません。とりあえず以上です。

議 長
助 役

助役。

私の方からは、健康づくり計画について「みんなすこやか厚岸21」ということで、ご質問がございましたので、この点に関しましてご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、この健康づくり計画の作成に当たりまして、基本的な考え方でございますけれども、厚岸町の町民の方々の健康に関するビジョンということになります。単に病気の早期発見、治療ということにとどまることなく、疾病、あるいは発病を予防するというところに重点を置いて、この計画の中ではQOLという言い方をしていますが、生活の質を高めていただく。そして、実り豊かな人生を送っていただく、そのためにどういうことが大事かということ、この計画の中で示させていただいて90の目標数値を、90項目なんです。設定をさせていただいております。これを進めるに当たって、ヘルスプロモーションという考え方がまず出てくるわけでありまして、これまでの健康計画、あるいは健康教育というのは住民の皆さんに対してこのようにさせる、あるいは教えるというようなうがった働きかけがございました。そういう活動ではなくて、住民の皆さんみずからが自分でやってみる。あるいは考えてみるというようなことを支援するという形でこのプログラムを推進していきたいと、特に生活習慣病として、生活習慣をみずから変えていくと、そういう自覚を持っていただきながら、これに対する社会環境の整備ということもあわせて進めていくことによって、この計画が個人の行動変様、つまり今までのやり方を個人みずからの考えで変えていくことによって、厚岸町の健康づくりを進めていきたいという計画の理念と言いますか、そういう考え方を進めさせていた

だいております。

そこで、実際にどのように進めていくのかということですが、大きく3つの重点項目というものを設定させていただきたいということでもさせていただいております。これは、厚岸町の特性、歯の問題、特に1歳6カ月のお子さんの虫歯の問題、それから、たばこの害、あるいは食塩摂取量の減少の問題、これらについては、これまで私どもが調査をいたしまして、これに要するデータをもとにこの設定理由、あるいは必要性、原因、それから影響というようなことを町民の皆さんによく理解をしていただいて達成の目標数値を掲げ、これに対する個々の取り組みをしていきたいということを考えております。

次に、ケアマネジメントの援助に関する点についてでございますけれども、これに関しましては、答弁にもございましたとおり、現在理学療法士、あるいは、保健福祉課の各担当、それから各施設の生活指導員、それから病院の医師、看護師、それから在宅福祉ケアマネジャー、この方たちによってケア調整会議というのをしておりますけれども、特に障害者に対するケアマネの手法はまだしっかりとした確立を見るに至っておりません。現在、この9月9日から、障害者のケアマネジャーに対する養成研修というのがございまして、これからこの研修に対して町から保健師を派遣をしております。それとあわせまして、在宅のケアに対する人的確保という点では、社会福祉協議会がヘルパーさんに障害者の方々に対するケアの仕方についての体制を整えていただいているということございまして、そういう人的な養成から始めて、そして、これらの各専門的な知識をお持ちの皆さんにそういうネットワークみたいなものをつくらせていただいて、これからの障害をお持ちの方々に対するケアマネジメント体制というものをきちんと構築をして、早いうちにそういうサービスの提供に当たっていききたいというふうに現在のところ考えております。

それから、この計画は多岐にわたっておりまして、さらには担当する部局が各課にわたっております。議会でもご指摘のとおり、1課1係では到底この計画の推進というのは成し得るものではございません。この計画の策定に当たっては、これまでそれぞれ担当各課にも参画をいただいて、自分の所管する事項の中で町民の健康づくりをさせるためにはどういうことが成し得るのかというようなことを会議の中でも提言をいただいております。ただ、この計画の中での具体的な施策といえますか、それらについては、この計画の中には入ってございません。これらに関しま

しては事業の名称、それからその内容、事業の規模、それから担当する部局、それから事業を執行する年度、それに伴います予算の措置、これらについて現在各課に紹介をしております、この取りまとめの作業をしているという状況でございます。大ざっぱな回答は各課から既にいただいておりますけれども、これらの総合的な調整、あるいは最終的なチェック、これが必要というふうに今判断をしております、遅くとも今月中には、これらをまとめたものを議会等にお示しをするということができらうというふうに考えております。そのように準備をといますか、作業を進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、概要版についてでございますが、9月10日に開催をしていただきました厚生文教委員会においても、一応（案）ということで概要版をお示しをさせていただきましたが、内容もどうもわかりにくいと、あるいは総目次的な内容になっているからもう一度見直してはどうかという助言をいただきました。この助言をいただいて早速現在担当課の方でさらにわかりやすい内容で町民の方々が取り組んでいただけるような、そういう内容にすべくこれも現在作業中でございますので、でき次第町民の皆さんに配布をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議 長

町民課長。

町民課長

大変申しわけございません。私の方の答弁が1つ漏れていました。

住民登録と実際には違う世帯でいろいろあるやに聞いているが、厚岸町の場合はどうだという件について、今のところ私の方には1件もその問い合わせが来ていないということについてご答弁をさせていただきます。

議 長

まだ答弁漏れある。

10 番

日弁連の意見書で指定している自治情報センターに関するいろいろな危惧については、今一言も出てこなかった。

日弁連の意見書では、自治情報センターの情報を国がのぞくことについては全く規制がないと……

議 長

休憩いたします。

休憩時刻 16時01分

議 長

総務課長。

再開時刻 16時04分

総務課長

大変失礼いたしました。

いわゆる情報処理センターの関係と国との行政機関との関係のご質問だったというふうに思いますけれども、私ども認知しているというんですか、という中では、93項目の情報に限り国がサーバーというんですか、にのぞき込みというんですか、利用ができるということの認知した私どもしてございません。

以上でございます。

議長 長 いいですか。10番。

10番 はい、いいです。

議長 長 10番、室崎委員。

10番 住基ネットに関しましては、私なりにいろいろと資料を集めまして、割と突っ込んだことをお聞きしたんですが、案の定と言いますか、やはり余り答えることはできない、国に対する遠慮がありますからね、仕方ないでしょう。これもよくわかるんですよ。大変につらい立場に担当者があるなということをひしひしと感じるんです。だからどうやって私の質問を減殺してしまうかというところに随分意をはらっていらっしゃるようです。というわけでもう一度聞いても何も出てこないだろうという気もするんですよ。ただ、二、三お聞きいたしますが。

先ほどの一番びっくりしたのは、厚岸町は町民に被害が出た場合には直ちに切断すると、町民に不利益発生の場合には切断もあり得ると、トップ見出しで大きく出ました。ところが、今内容を聞いていったら、国と相談して国がいいよと言ったときには切りますというように聞こえるんですが、そういうことですか。だって総務省の方では、事故が起きて非常に危険を生ずる場合には切断することもやむを得ないだろうと言っているから、その範囲で切るんだというふうにおっしゃったでしょう。そうだとしたら、まさに切るもつなぐもこっちには一切自由はないと、住基ネット法でつなげと言うからつないだ。切ってもいいよ、この場合は危ないよと言うから切った。それならわざわざ言うまでもないことだということになるわけです。ところが、私はそうじゃないと思っているんです。そうでないと思っている。厚岸町独自の判断で、町民の情報が漏えいしという問題があると、被害が生ずるというふうになたときには、総務省がだめだだめだと言おうが何しようが切りますよ。それは、まさに住民の財産や生命をきちんと守るのが厚岸町の仕事だからだという価値判断に基づいていると、そのように理解しているんです。そうしますと、つなぐときには住基ネット法でどうにもならんからつなぐんだ、切るときはおれの勝手だ。

こういうことにはならんでしょう。だから、つないだということも厚岸町の価値判断によって、総務省がつなげと言ったからではなくて、主体的にこれをつなぐことが、厚岸町が主体的にこれをつなぐことが必要なんだとしたからつないだんでしようというふうに評価されるわけです。つなぐときには自由はない、切るときには住基ネット法が何と言おうと切る。しかも、そのときには厚岸町には個人情報保護条例があるからやった。これでは、条例と法律はどっちが上位法ですかという、基本的な話というか、イロハのイですね、そういう話に入ってしまう。したがって、その根拠も私わざわざ質問のところでいろいろしながらお示ししましたね。日本弁護士連合会の担当の弁護士が、これは法的に根拠づけられるということを明記しています。厚岸町は、当然そういうものを規定において、要するに住民基本台帳法の附則第1条の1項と1条の2項、その1条2項でまさにこの住民の情報の確保についてはきちんと万全の処置をとるということを言っている、その精神を重視するならば、まさに今のような判断が出てくるということの闡明であったということだと思うんです。とすれば、そのことは、まさに責任はこっちでとりますよということになるわけなんです。だから法的責任についてもいやいや私たちにはこんなものとは腹の中では思っている、国がやれというから仕方ないんですよ。選択の余地がないんですよと、いわゆる期待可能性の理論というやつですか、刑法上。それをここで適用するということにはならないということです。ではないのかとお聞きしたんです。そのときに、今の答弁ですと、右と左が合わない。もう一度そのあたり誤解のないようにきちんとした説明をしてください。

それから、もう一つ、ここで聞きしておきたいんですが、マスコミに流れると、マスコミが騒ぎ出したというあたりが1つのめどでしょうというようなおっしゃり方をなさいました。よくわかります。町民からその疑いありと通告されただけではだめなんですね。

それから、そもそもこのいわば確認作業を行ってとおっしゃるんだけど、この住基ネットのシステムには町村に自己コントロール権全くないです。そういう中で、どうやってどういうふうに確認するんですか。そのシステムをきちんとお聞かせいただきたい。すなわち不利益発生事態が厚岸町によってわかる仕組みですね、それがはっきりしない限りは何を言っても砂上の楼閣です。わかるんですか。いや新聞記事に載りました、それはいいですよ。その先です。

それから町長に申し上げますが、私の最後の住基ネットに関する質問です。要するにIT革命とか、電子国家とかといって華々しく打ち上げられているんだけど、結局は国家権力によって一元的な情報管理が行われていくことを、よくも悪くも進めていかなきゃならない社会というものが、本当に厚岸町民の幸せを招くんだろうかということについての理念。もし、そのときにデメリットというものが非常に多いのであるならば、厚岸町としては、どういうことを考えなきゃならないんだろうかということは、これは一課長の答弁できるような問題ではありませんよ。町長がお座りになって、これを課長にやらせるというのはちょっと酷じゃないですか。これはやはり町長からきちんとした、この町政を執行する総責任者としての根本的な哲学を示していただきたいんです。

まだ個々には幾つもありますけれども、それともう一つは説明責任の問題です。

過日、「広報厚岸」に載ったんです、記事が。そこでは、先ほど課長がおっしゃったように、個人の情報の保護については、もう現在できる万全の方法なんですよというふうに3点、4点読めるようなことが書かれている。個人情報のかたく守られます。住民基本台帳ネットワークシステム云々は個人情報の保護を最も重要な課題としておりますと、断言しているんです。しかし、今、一つ一つの論点についていくと、課長の方の答弁の中では、なんせコンピューターというのは人のつくったものです。完全なんていうことはありません。それは仕方がないんです。という一般論に逃げ込んでいる。だけれども一般論を聞いているんじゃないんです。100%下9けたまでゼロを並べろなんていうことを言っているんじゃないんです。マイクロソフトの世界中でもって物笑いになっていますよと専門家が公表しているようなものを使って、10日に一遍、2週間に一遍、セキュリティーは破られましたので、こういうふうに上積みしましたという情報をその会社が流さなきゃならないような、非常にアタックに弱いものを使っているという、その危惧です。そのときに、いやいやコンピューターというものはというような一般論に逃げ込まないでご答弁いただきたい。それが、しかも総務省見解じゃないんだ。「広報厚岸」で、厚岸町見解としてもう出してしまっている。この点については、町民に対する説明責任を果たしているのかどうか。これがまず私は非常に危惧を感じます。総務省はこう言っていますというのわかりますよ。

それから、もう一つは、先ほどの1回目からの答弁いろいろ聞いているときに、

やっぱり私に食ってかかったという言葉を使うとまた怒られるな、その人に。まあがんがん言われたその人なんか、非常にあの話もこの話も一緒にしている。そして、非常にこれはおっかないなというふうに思ってしまうんです。それ仕方がないんです。でそれだけにこういうふうな仕組みで、厚岸町としては、ここまでこういうことをやって、先ほど管理規程の話なんかを言っていましたね。だから、少なくとも、厚岸町の役場から漏れるようなことだけはごさいませんというようなことを含めて、町民にきちんとした説明を何回もわかるまでやる、説明責任を果たしてないんじゃないか。住基ネットというのは新聞で随分いろいろ言われている。牛は10けた、人は11けたというような話はぼんぼん耳に入る。だけれどもなんだろう。何だかわからないけれども妙な数字がたくさん並んだ葉書が送られてきた。その程度で終わっているんじゃないですか、町民に対して。これではやはりうまくないと思いますよ。しかも、先ほど町長の答弁にもあったし、総務課長もいろいろおっしゃっていたけれども、好むと好まざるとにかかわらず身の周りは電子化していきます。これはもうおれはコンピューターは大嫌いだと幾ら言ってみても、どんどんどんどん入ってくる。そして、システムもまたそういうふうになっていくでしょう、よくも悪くもね。そういう中で、どういうふうにしたら、その利便性を十分受け取りながらその恐ろしさ、危ない部分を押さえていくことができるのかということについては、みんなが理解して考えていかなきゃならないですね。この住基ネットがそのきっかけになります、よかったですね、なんていう話ではないですよ。だから、住民に対しては、厚岸町としてはこういうことを考えているんです。そして、このやり方ではよろしくないと思ったら、はっきり言うべきです。そういうものを全部いわゆる情報を住民に提供して判断を仰ぐということが非常に大事だと思いますよ。そして、やはりよろしくないというのであるならば、今回の中野区のように、これから撤退することもやはり町の選択肢としては考えるだけの覚悟をすべきではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

住基ネットを言いだしたらもうとまりませんから、それだけ問題がやたら多いもんですから、今回はこの程度でやめますけれども、2回目の質問の中でもって、問題点は相当提起したつもりですので、それは、この質問の答弁でもって終わりだということではなくて、十分、今後の検討課題としていただきたいんです。

次に、2問目の、「みんなすこやか厚岸21」、これについてお聞きします。

まず、ヘルスプロモーションの理念と、それからこの計画書のお話では、非常に高尚な非常に難しいご説明があつて、なかなか一部よく理解が私の方で聞いていても追いついていけなかった部分があるんだけど、要するに先ほども言うように、与えられた条件の中で充実した生活を送ることができる、これが健康だというふうに健康の定義をするわけですね。簡単に言ってしまうと。寝ていても健康かね。寝たきりでも健康とかというような、今、コマーシャルが流れているんだけど、それもそういうことでしょう。そういう健康状態を自分でつくろうとして一生懸命努力しよう、自己変革をしよう、自己管理をしようというふうにしていくこと、この過程、これがヘルスプロモーションです。そして、町としては、みんながそういう気持ちになっているようにうまく仕掛けて、なおかつ、そうするためのいろいろな外的条件を支援していくと、こういうことですね。それがヘルスプロモーションだというふうに言い返していいんですね。

その上で、歯、たばこ、塩というものにまず焦点を当てていきますよという話はわかる。2回目にも、それをもうちょっと具体的にと言ったら、また同じ話なんです。そうじゃなくて、歯なら歯を、この今言った仕掛けとして具体的にどうしようとするのか。いや子供の1歳半までの虫歯が全国平均の10倍近くあります。厚岸町の特徴です。だから、子供の歯は十分に考えてください。これだけではヘルスプロモーションの仕掛けではないですね。そのとき、その小さい1歳半に至る子供を持っている親にどんなことを言う。母親にどう言う、父親にどう言う。あるいは家族の人たちにはどんなことを考えてもらうか。

例えば、まず、家庭の食生活の問題から入るんでしょう。もっと言うと、妊娠中の母体の健康管理だってあると思うんです。そういうものの要素はどういうふうにつかんで、今、どんな展開をしようとしているのか、せめて1つでも具体例を示してもらわなかったら、歯について進めます。それからたばこについて進めます。これらについては何項目の数字をとり、それをまた来年なり再来年にこうやって調査します。それだけではヘルスプロモーションということを念頭に置いて聞いている答弁としてははなはだ不十分なんです。そこをご説明いただきたい。全部説明する必要なんかないですから、1つの例をお示しいただく。

それから、3番目のノーマライゼーションの理念に基づいてのケアマネジメントということについては、どうも私がここで受けているのと、答弁者がイメージして

いるものが違うみたいですね。あなたたちのおっしゃっているのは、どうも介護保険におけるケアマネジメントをそのままぼんと障害者の方に、今回支援になるから持ってくるという範囲を聞いていて出てこないんです。そうじゃなくて、この生涯を通じてのケアマネジメント体制をつくるということになると、これはいわば一人一人の住民の一生のカルテをきちんとつくっていくということになっていくでしょう。それで、まず、障害者としてはっきり障害があるとわかる前は障害者でないからこのケアマネジメントには関係ないということにはならないんです。というのは、例えば、1万人いたら、何人の障害者が出るというのは、これは統計がありまして、厚岸町でも大体、どこの町でもそうなんです、大体狂いなく出るんです。そういうもんなんです。だそうです。そういうふうに考えてきますと、やはりそれこそ妊娠中から始まった健康管理のカルテがきちんとできてないと、そして、それにいろいろな専門家のアドバイスがきちんとできるような体制ができてないと、ノーマライゼーションに基づいたケアマネジメントの体制構築はできませんね。それをどういうふうに進めようとしているのかという大変に今までに日本ではまだ一つも実現していないことをやろうというふうに宣言していることだというふうに受け取っているんです。

その意味から言いますと、まず小さな子供の療育の問題がありますね。ここでは、カウンセリングということが非常に大事になってくるんです。これは「すこやか親子21」、そちらの方で非常にそのところを強調していますがね。要するに身体だけじゃなくて精神、いわゆる心身の健康をきちんと保持しなきゃならない。ということになりますと、カウンセリングという部分が非常に大事になってきます。その専門家は厚岸町におりませんね。

それから、これは教育長にちょっとお聞きしたいんですが、母子通園センターというのがありますね。これは未就学児童でしょう。学校に入ったとたん現在の段階では切れるようですね。母子通園センターで、例えば、その子供をいろいろ指導している人は、学校には行けないんですか。どういう体制になっているんですか。そのあたり接続が。これが、生涯を通じてケアマネジメントということになるという、これは全部通さなきゃならないですね、お年寄りに至るまで。このあたりは、教育委員会としてはどんなことを、「みんなすこやか厚岸21」の、構築するんだよということについて受けとめていますか。

それで、ここで私が1つお願いなんです、全部最先端を走る最高クラスの専門家を厚岸町の職員として全部雇えと言ったって、これは無理なんです。これは無理というものです。ですから、現在、厚岸町で現場でいろいろと努力している皆さんがいらっしゃいますよね。先ほどもおっしゃいました社協の何とかという人もいたり、あるいはPTですか、あるいは保健師の人がいたり、まだまだたくさんいろいろあると思います。そういう人たちがそれぞれ講習を受けたり、自己研鑽に励んだり、あるいはいろいろな実務研修もあるでしょうけれども、やって、能力を高めて、チームをつくって当たる。これはもう大変大事なんです。と同時に、そういう人たちに——何と言うのかな、方向性を教え、それから助言をし、そして、応援するような、ちょうど法律関係でもって言いますと顧問弁護士という制度もありますね、厚岸町にも。と同じような「みんなすこやか厚岸21」の中にそういうようなものを持つことができないのかなという気はするんですが、そういうことについては何かご検討されていますか。もしありましたらお聞かせいただきたいんです。

それから、近日中というのは、おそくとも今月中にということで、余りのスピードにびっくりいたしました。そのようにやっていただけることを期待しております。そして、各課においても、先ほどから申しておりますヘルスプロモーションの考え方が浸透されて、そのような形で動かれることを期待しておりますので、よろしくお願ひします。

なお、その次の、いわば概要版につきましても、まさにヘルスプロモーションの一環としてこれを進めていらっしゃるという宣言が今答弁の中にありましたので、これについても立派なものができることを期待しておりますので。

以上で、3回目の質問を終わらせていただきます。

議 長

総務課長。

総務課長

2回目の答弁の中で、私の説明不足というか、ちょっと誤解を招いた部分があったかというふうに思いますけれども、それについてはおわび申し上げたいと思います。

この住基ネットにつきましては、いずれにいたしましても、先ほどご答弁で申し上げましたとおり、国の住民基本台帳法に基づき……（聴取不能）……ということの判断で、私ども個人情報保護審議会を持ってございますので、その中にかかけまして、外部接続の可否について、この状況をお話をさせていただきながら、この住民

基本台帳で法に基づく結ぶ措置というんですか、のこをかけさせていただいて、判断をさせていただいております。

その中で、先ほどちょっと誤解を招いた部分があるかというふうに思いますけれども、あくまでこの切断につきましては、これは基本的には厚岸町が判断すべきものであります。ですから、その中で先ほど道だとか、指定情報処理機関と連携を取りますよと申し上げましたけれども、当然、切るという判断はそこに相談をしてやるということではなくて、先ほど質問者おっしゃいましたとおり、この法に当たっての政府の個人情報の保護に万全を期するために、所要の措置が講じられない場合につきましては、附則の2でございまして、これに基づいて当然切断すべき判断を町がすべきというふうに私ども考えております。ですから、その法の中で先ほども申し上げましたけれども、法に基づく選択の余地を含めてそちらの判断すべきものであるから、その部分が厚岸町が切断するときにつきましては、その判断というのは、責任を含めてでき得ないという判断ではないというふうに私自身は考えております。

それと、今の個人情報を含めて、ウインドウズで動いているということの部分の内容につきまして、不正アクセス等の弱さというんですか、があることは現実として感じておりますけれども、決してこれは部分の個人情報を守っていくための中で、先ほども今あるシステムの万全を期すというふうにお答えいたしておりますけれども、いずれにいたしましても、常にこれらの情報の管理につきましては、我々不安を持っているわけでございます。いずれにいたしましても、その不安を基本的に取り除くための最善の努力を私どもいろいろな管理規程含めて、職員の体制も含めて、やっていくわけございまして、その辺を含めて説明責任がどちらかという総務省というんですか、国の部分の公報に周知していたということにつきましては、これにつきましては、今一度考えを新たに住民の周知の方法を考えていきたいというふうに思います。

以上であります。

10 番 今では何言っているかわかんないわ。
ちょっと整理してやってや。
議長 2問目の……。
助役。

助 役

私の方からは、健康づくり計画について、具体的な例をというお話でございました。あの虫歯の保有率を減少させるという重点項目のうちの1つをご質問者の方から補足的に説明をいただいたわけですが、この例えば、歯の健康と、これはすこやか親子の推進という中で歯の健康ということをやっておりますが、11年度の調査によりますと、1歳6カ月のお子さんの虫歯の保有率が、厚岸町は29.6、全道が4.8、管内が9.9、それから、これが著しく高いという調査結果が出ております。これは、調査は医師の検診によって出てくる数値でございますけれども、お医者さんによって若干の調査方法が異なるかもしれませんが、それにしても、著しい高い数値が出ているということでございます。

この歯が、要するに虫歯が健康に及ぼすという影響として考えられるのは、このそしゃく力、要するにかみ砕く力が弱くなってしまいます。そのことによって、本来の唾液分泌も悪くなる。さらにはそういうことによって、消化吸収も悪くなる。さらには、満腹中枢に働く刺激が少なくなる。したがって、食べ過ぎて肥満になると、そういうずっと続いていく影響ということが考えられるわけでありまして。これらの幼児期の虫歯が健康に及ぼす影響というものを、きちんと親御さん、それからそれを取り巻く周りの皆さんにも、特におじいちゃんおばあちゃんなどにも、これらの情報をきちんと理解をしていただいて、子供さん、それからそのお母さんだけではなくて、みんなで子供の健康を、虫歯をなくす努力をしましょうというそういう具体的な取り組みを、例えば各種の検診、あるいは赤ちゃん相談、新生児相談というものを既に実施しておりますけれども、それから、生活習慣の改善の研修でありますとか、そういういろいろな場面を通じて町民の皆さんに理解をいただいて、みんなで取り組んでいただくということを考えているわけでございます。

それから、障害者に対するケアマネジメントということで、若干の私どもとの開きがあるというご指摘でございましたけれども、確かに、この障害者に限らず、保健福祉課では、いま健康管理システムというものを数年前から構築をして、生涯にわたるある程度のデータというものを蓄積をするようにシステムの構築をしてきております。ただ、残念なことにすぽんと抜けている期間がある。それは、健康づくりに対する取り組みというものもそういうものも抜けていたのではないかと、要するにお子さんの時点、3歳児健診ぐらいまでの対策というのは一生懸命取り組んできました。それから学校の保健としての取り組みもしてきました。ただし、学齢期を過ぎて

しまえば、あとはある程度のお年寄りになるまでは残念ながら取り組みというのが非常に薄かったというようなことがありまして、この生涯を通じての管理カルテというのはできておりません、残念ながら。これらは、これからの健康づくり計画に基づくさまざまな取り組み、例えば若い方たちに日中、集まりを願いたいということをお願いしても、無理だと、到底無理だと。じゃあ日曜日、土曜日を利用できないかと、あるいは夜を利用できないかというようなことも、これまでの取り組みを反省しながらそういう健康づくりを推進していきたいと。そうすることによって、今ご質問者様がご提起をいただいたような将来的な取り組みということもできてくるのかなというふうに考えます。これらについては、なおこの対応、取り組みについて、課内で検討させていただいて早急な取り組みをしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長 私から、まとめて町長の決意を述べさせていただきたいと思います。

まず、住民基本台帳システムにつきましては、先ほど私が答弁申し上げましたとおり、国においても厚岸においても、ファイアウォールの整備などを含め、現在考えられております最高の保安体制をとっていると思っております。しかし、ご指摘がございましたとおり、100%安全と言い切れないと認識をいたしております。厚岸町長として、町民の個人情報保護をすることは重要な課題であります。

おかげさまで、地方分権一括法案が施行されました。かつての機関委任事務については、自治体の独自の判断、運用には規制があったわけでありまして。しかし、施行において、これが自治事務、法定受託事務とされ、自治体にも判断がゆだねられることになっております。私といたしましては、厚岸町個人情報保護条例に基づいて、最悪の場合には、住基ネットの切断ということも決断をいたした次第でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

なおまた、「みんなすこやか厚岸21」でございますが、助役からご答弁ありましたとおり、健康づくりは私は最終的には町民一人一人の意識であろうと思っております。幾ら行政が健康づくりの大切さを訴えても、町民にその意識がなければ具体的な健康づくりが進まないと思っておるわけでありまして。そういう意味において、今後の運用につきましても、共同のまちづくりとして積極的に取り組んでまいりたい、このようにしておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

議 長

教育長。

教育長

私の方からは、障害をお持ちのお子さんの学校教育にかかわる点についてお答えいたします。

まず、学齢期に達しまして就学指導に関し、まず、会合を開くわけですが、従前においては、ややもすると以前の情報について、当然ながらマル秘の個人情報という部分でございますから、非常に取りづらいというふうな部分も逆にあったと。しかし、全くそれはおかしなことで、そのお子さんが、どのようなこれから環境を整備していくか、それは、学校教育、あるいはそれ以前の保健側がとってきた部分を十分に認識しなければならないというわけですので、その見地に立って、今は非常に協力的に情報がいただけているというふうに1つには考えております。ただ母子通園センターの直接の町の部分で申しますと、町の母子通園センターにつきましては、1歳から5歳までという現在の中では限定がございます。その中で直接的には指導ができないわけですが、地域療育センターとしてのしらぬか学園、そちらの方の部分につきましては、一部中学校の方に指導に来ていただいております。現状でありますし、また、言語指導に当たりましては、母子通の方から逆に学校の方で指導体制があるという中で、相互の交流も行っておりますし、非常にお子さんの状況についても円滑に情報が流れているのではないかと。ただし、先ほどから話が出ておりますけれども、障害者としてのその子の継続した状況をどういうふうに把握していくかという中では、まだまだ不十分な点があるというふうに考えておりますので、今後についても、できるだけ福祉の方と連携を持ちながら、そのような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

議 長

総務課長。

総務課長

大変申しわけありません。答弁漏れちょっとありましたので、お話をさせていただきたいと思います。

町民が不利益を受けた時の法的責任の関係があったかと思っておりますけれども、国と町との連帯的責任というんですが、周囲の判断、即断はちょっと今でき得ませんけれども、これらについての責任については、その状況にもよりますが、要検討、調査をしなければならないということだというふうに考えております。

それと、先ほど新聞報道等の不正、まあ状況の発生によるキャッチシステムの関係がどう判断なのかということとどこで判断していくのかという、質問もあつ

たかと思えますけれど。いずれにいたしましても、国等のサーバ等の問題であれば問い合わせをしていきたいというふうに思えますけれども、結果的には、セキュリティー会議がございますので、その中での判断をしなければいけないだろうというふうに思います。ただ、客観的、その状況の基準というのは、ちょっと具体的にどうなのかということになりますと、その辺の想定というのはちょっと今ちょっと考えている中だと明確な状況を示すことができませんけれども、客観的基準を含めて検討をしなければいけないことというふうに考えております。

いずれにいたしましても、このそういう状況が他で発生した場合につきましては、そこにまず照会をかける。さらに、それらの情報があつたときにつきましては、セキュリティー会議を招集いたしまして、その判断をするということの中で物事を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長 町長。

町 長 申しわけありません。私の方も大事なことで答弁漏れいたしていますので、答弁のほうさせていただきたいと思えます。

まず、IT時代を迎えての私の考え方であります。

私は、高度情報社会化は避けることができないと認識をしております。情報技術の活用を図ることによりまして、ご指摘のとおり、個人の人格的利益の侵害等の問題が生まれるおそれがあることも考えられるわけでございまして、情報漏えいの危険など技術的な問題にしても、真摯に耳を傾け可能な限り防止策を講じていかなければならないと、すなわち安全体制が万全でなければならない。そのように考えております。また、システムを運用する職員の意識改革も怠ってはならない。そのように考えておる次第でございます。

なおまた、「みんなすこやか厚岸21」のアドバイザーの問題でございました。この計画策定に当たりましては、保健、医療、福祉に係る各部局、並びに関係機関、さらには町民の方々の参画もいただいたところであります。しかし、計画の熟度を高め、町民にとってより充実させるため、専門的視点でアドバイスをいただけるのであれば、大歓迎をいたしたいと、そのように考えております。ただ、年度の途中ということもあり、現在の案をもってスタートさせていただき、数値目標のチェックや計画の見直しをしていく段階で適任と思われる方がおればアドバイザーと

議 長 | して参画いただくことにいたしたいと、このことについては十分に検討させていた
| だきたいと存じます。

議 長 | 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。
| 暫時休憩いたします。 休憩時刻 16時47分

議 長 | それでは、本会議を再開いたします。 再開時刻 16時54分
| 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議
| ございませんか。

議 長 | (「異議なし」の声あり)
| ご異議なしと認めます。
| よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。
| 延会時刻 17時10分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年9月17日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員